

第2期

小竹町子ども・子育て支援事業計画

～子ども 親 地域 とともに育ちゆくまち“こたけ”～

令和2年（2020年）3月

福岡県小竹町



はじめに

小竹町長 松尾 勝徳

近年、急速な少子高齢化の進展は、地域社会の活力低下、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など社会経済へ深刻な影響を与えるものと懸念されています。

このような社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き家庭や核家族化の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境も変化し、様々な悩みや課題を抱える子どもや保護者が増える一方で、子どもの育成や子育て支援に対するニーズは多様化しており、子どもの健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要となっています。

本町では、次代を担う子どもを健やかに育てられる環境の整備を図るため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年3月に「小竹町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた幼児教育・保育の提供や子育て支援に関わる取り組みを推進してまいりました。

一方、国は「子育て安心プラン」の支援施策や令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」の実施など、更なる総合的な少子化対策を推進しています。

このような状況のなか、本町では、第1期計画が令和元年度末で終期を迎えることから、第1期計画での成果や課題等を踏まえ、更なる子育て支援の充実を図るため、令和2年度から令和6年度までを計画期間とした「第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画では、第1期計画の「子ども 親 地域 とともに育ちゆく町『こたけ』」という基本理念を継承し、子ども・子育て支援施策を総合的・効果的に推進してまいります。

最後に、本計画策定にあたりご尽力いただきました小竹町子ども・子育て会議委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました小竹こども園・各小学校の保護者の皆様、ご意見をいただきました方々に心からお礼申し上げます。町民の皆様には、今後もこの計画の推進に更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画の策定体制	3

第2章 小竹町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移	5
2. 出生の動向	9
3. 婚姻の動向	11
4. 人口動態	13
5. 世帯の動向	14
6. 就労状況	17
7. 児童関連施設の状況	19
8. 子どもを取り巻く諸問題	20

第3章 計画の体系

1. 基本理念	23
2. 基本的視点	24
3. 基本目標	25

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定	27
2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策	28
3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策	31
4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策	39
5. 事業の推進に向けて	41

第5章 子育て支援のための具体的な取り組み

基本目標 1	地域における子育ての支援	43
主要課題 (1)	地域における子育て支援サービスの充実	43
主要課題 (2)	保育サービスの充実	45
主要課題 (3)	子育て支援のネットワークづくり	47
主要課題 (4)	子どもの健全育成	48
基本目標 2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	51
主要課題 (1)	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	51
主要課題 (2)	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	54
主要課題 (3)	「食育」の推進	55
主要課題 (4)	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	56
主要課題 (5)	小児医療の充実	57
基本目標 3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	58
主要課題 (1)	次代の親の育成	58
主要課題 (2)	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	59
主要課題 (3)	家庭や地域の教育力の向上	61
主要課題 (4)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	63
基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備	64
主要課題 (1)	良好な住環境の整備	64
主要課題 (2)	安全な道路交通環境の整備	65
主要課題 (3)	安心して外出できる環境の整備	66
主要課題 (4)	安全・安心のまちづくりの推進	67
基本目標 5	職業生活と家庭生活との両立の推進	68
主要課題 (1)	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	68
主要課題 (2)	仕事と子育ての両立の推進	68
基本目標 6	結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進	70
基本目標 7	子どもの安全の確保	72
主要課題 (1)	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	72
主要課題 (2)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	73
主要課題 (3)	被害に遭った子どもの保護の推進	75

基本目標 8 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	77
主要課題（1）児童虐待防止対策の充実	77
主要課題（2）ひとり親家庭等の自立支援の推進	79
主要課題（3）障がい児施策の充実	80

第6章 推進体制

1. 関係機関との連携・協働	85
2. 計画の進捗状況の管理・評価	85

■資料編

1. 小竹町 子育てに関するアンケート調査（抜粋）	87
2. 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の概要	97
3. 用語解説	98
4. 計画策定の経緯	102
5. 小竹町子ども・子育て会議条例	103
6. 小竹町子ども・子育て会議委員名簿	105

第 1 章

計画の概要

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い、確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が平成 24 年に公表した報告書によると、平成 22 年の日本の総人口である 1 億 2,806 万人から、令和 42 年には 7,997 万人と、今後 50 年間で 4,000 万人以上の人口減少が推計されています。

本町においても出生率の低下による年少人口の減少などが原因になり、総人口は平成 25 年の 8,497 人から、平成 29 年には 7,977 人まで減少しています。

こうした人口の減少や急速な少子高齢化の進行をはじめとして、核家族の増加、ひとり親家庭の増加、就労環境、子どもと家庭を取り巻く環境の変化などから、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

国においては、次世代を担う子どもの育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成支援対策の推進を図りました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、その後国や地域が協働し、子どもや子育て家庭を支援する新しい支えあいの仕組みを構築する「子ども・子育て関連 3 法」が、平成 24 年 8 月に成立しました。この「子ども・子育て関連 3 法」に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、②保育の量的拡充、③家庭における養育支援等を、総合的に推進していくことを目指しています。

また、「子ども・子育て関連 3 法」の一つ、「子ども・子育て支援法」では、市町村に対し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが義務づけられています。

本町では、平成 27 年度に、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「第 2 次次世代育成支援行動計画」を一体的に策定した「小竹町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画期間が令和元年度をもって終了することから、今回第 1 期計画の進捗状況を検証し、新たな計画期間における教育・保育事業及び子ども子育て支援事業の事業量の見込みと確保策を盛り込んだ、「第 2 期小竹町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

2. 計画の性格と位置づけ

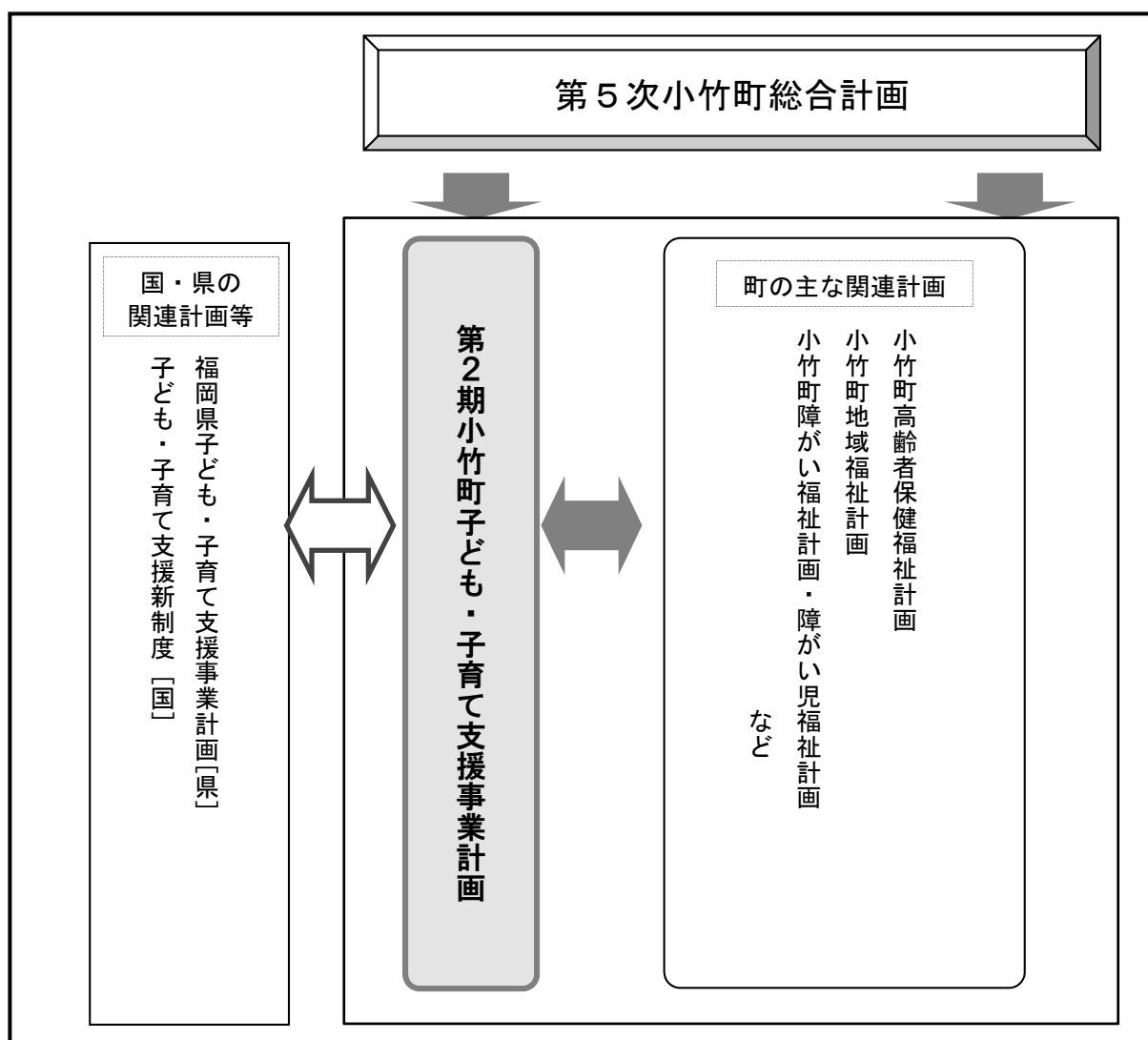
本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。

また本計画は、「第5次小竹町総合計画」（平成29年度～令和8年度）を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図って策定するものです。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
小竹町子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援後期行動計画)					第2期小竹町 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)				

4. 計画の策定体制

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画の策定にあたっては、就学前及び小学生のお子さんがいらっしゃる家庭に対してアンケート調査を実施し、実際に子育てをされている方の就労状況や、子育て環境や相談の状況等をお聞きしました。

【調査の概要】

調査対象	小竹町に居住する就学前（0歳～小学校入学前）児童の保護者及び小学生の保護者 ①就学前児童： 202 件 ②小学生： 218 件
調査方法	小竹こども園、町内の小学校を通じた配布・回収、郵送配布－郵送回収の併用
調査期間	平成30年12月3日（月）～平成30年12月17日（月）
回収結果	①就学前児童： 回収票 149 件（有効回収率 73.8%） ②小学生： 回収票 155 件（有効回収率 71.1%）

(2) 子ども・子育て会議の設置

子育て中の保護者や教育・保育施設等の関係者等で構成する「小竹町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。

(3) パブリック・コメントの実施

令和2年2月に計画素案に対するパブリック・コメントを実施し、住民の皆様の意見の反映に努めました。

第2章

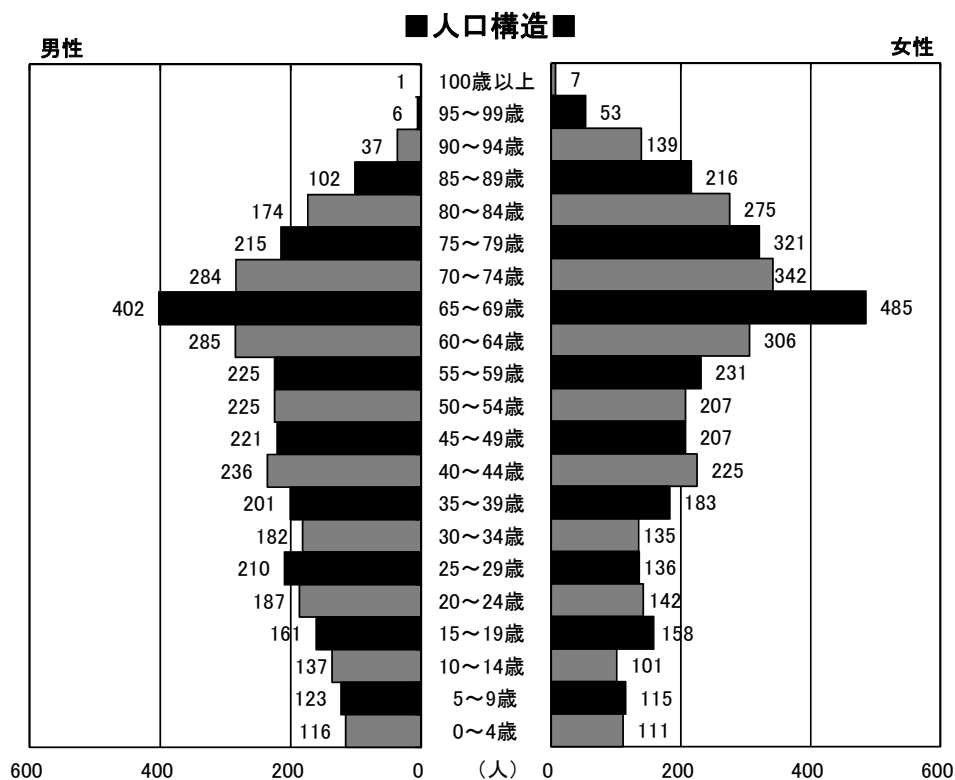
小竹町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

第2章 小竹町の子ども・子育て家庭を取り巻く現状

1. 人口の推移

(1) 人口構造

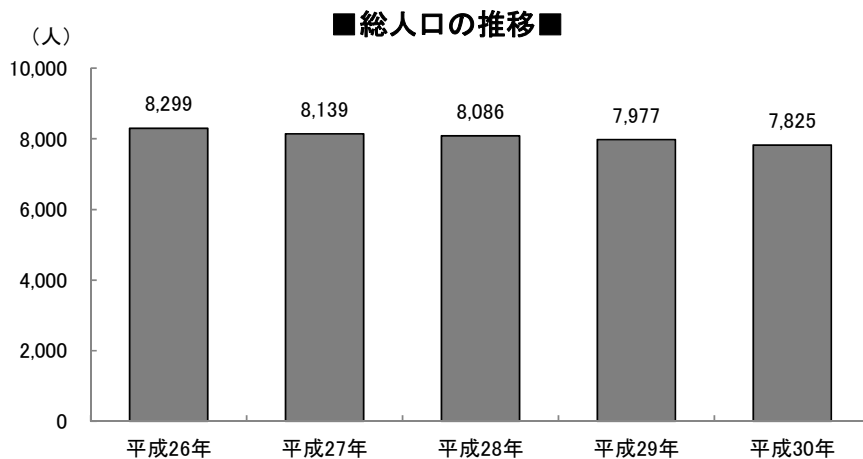
本町の人口構造をみると、65～69歳の女性が最も多くなっています。



資料:住民基本台帳(平成30年3月末時点)

(2) 総人口の推移

本町の人口は、平成26年の8,299人から平成30年の7,825人と、減少傾向にあります。

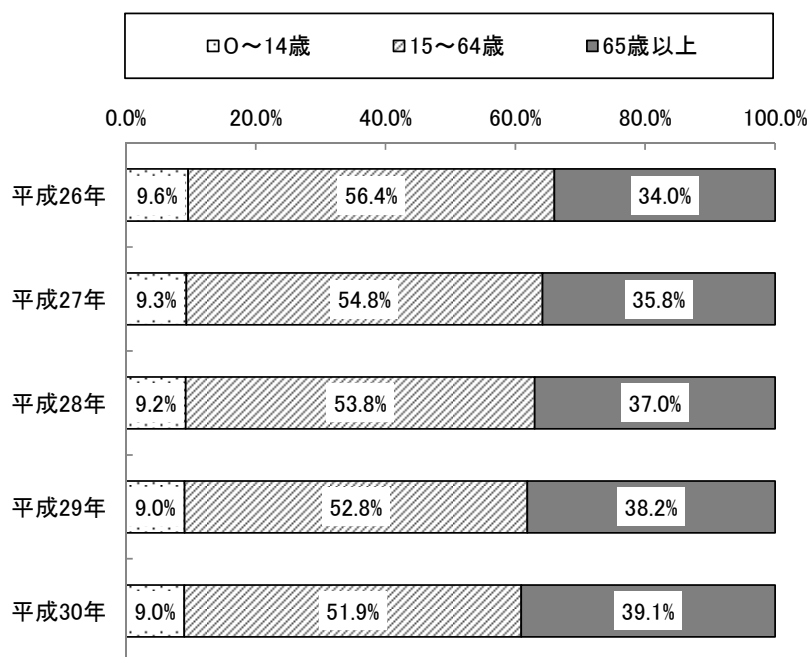


資料:住民基本台帳(各年3月末時点)

(3) 年齢3区分別人口

年齢3区分別人口割合の推移をみると、老年人口（65歳以上）の比率は増加している一方、年少人口（0～14歳）の比率は減少しており、少子化と高齢化が同時に進行していることがわかります。

■ 年齢3区分別人口割合の推移 ■



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

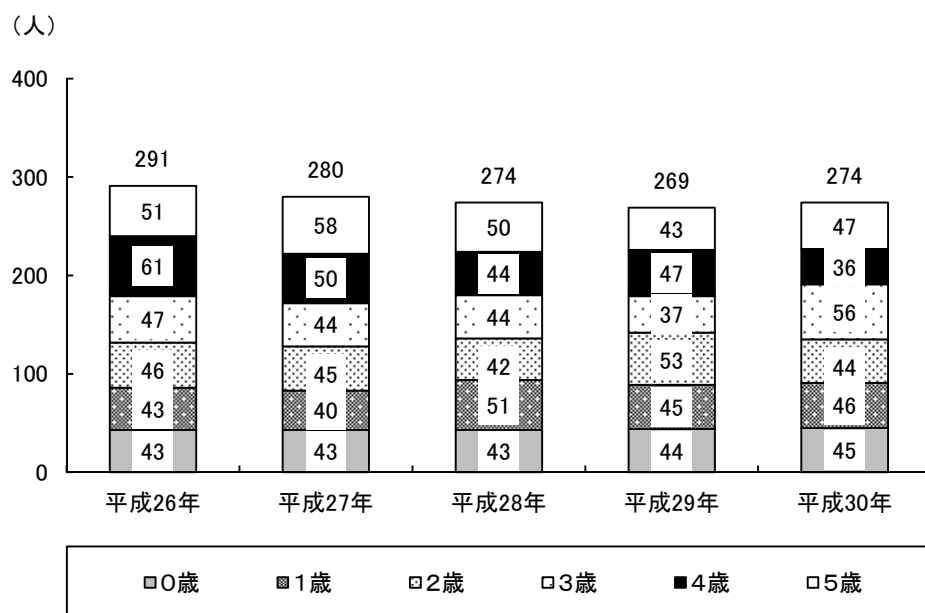
(4) 児童人口の推移

本町の児童人口をみると、就学前児童（0～5歳）は平成29年まで減少傾向にありましたが、平成30年にやや増加しています。

小学生（6～11歳）は、一貫して減少傾向にあります。

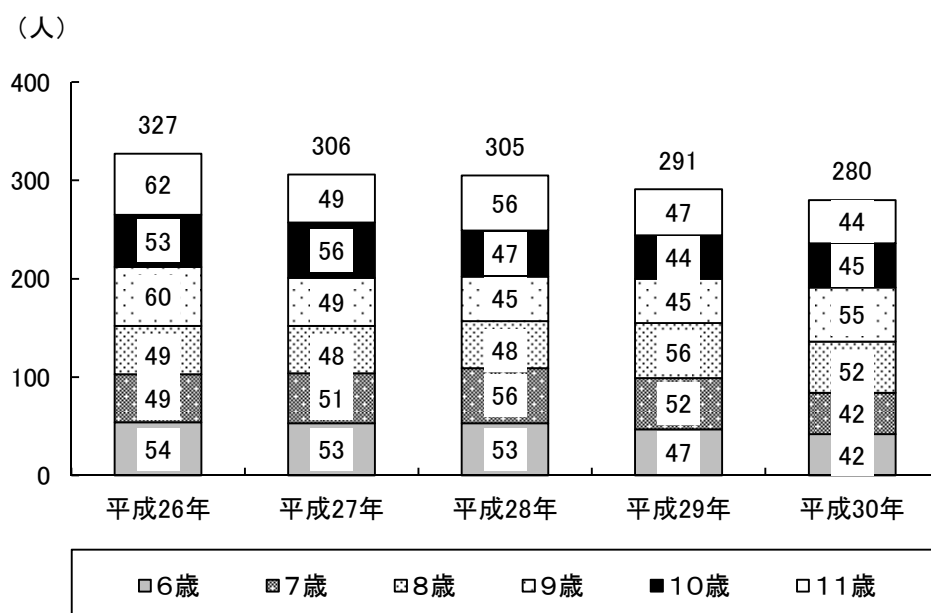
■児童人口の推移■

<0～5歳>



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

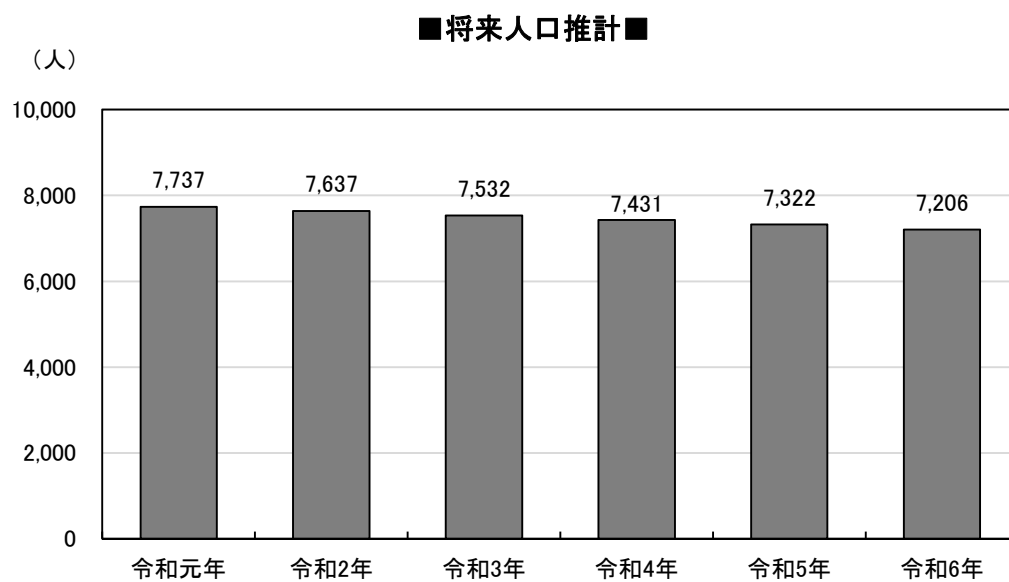
<6～11歳>



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(5) 将来人口推計

住民基本台帳人口を使用した将来人口推計の結果をみると、一貫して減少傾向を示しています。



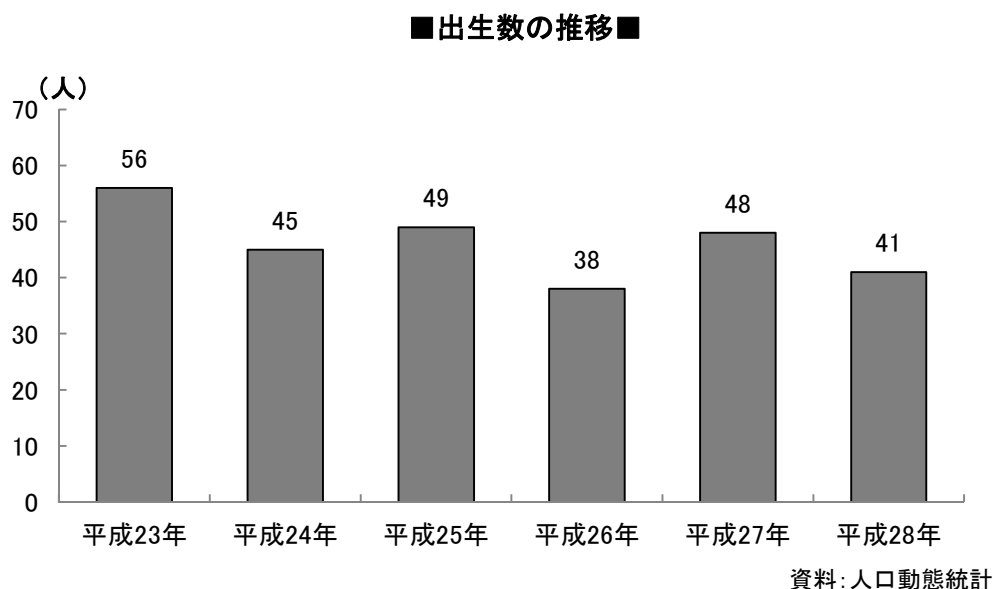
資料:住民基本台帳に基づき推計(各年4月1日現在)



2. 出生の動向

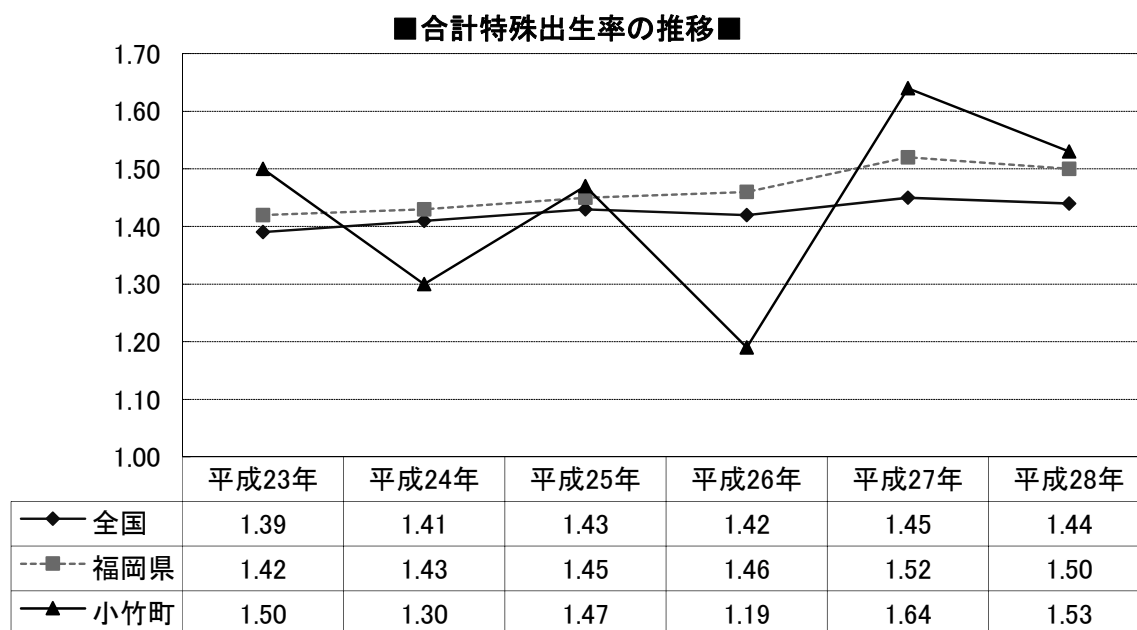
(1) 出生数の推移

本町の出生数の推移をみると、近年は 40 人前後で推移しています。



(2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が一生のうちに産む子どもの平均数である合計特殊出生率は、平成 24 年、平成 26 年では国・県を下回っていますが、それ以外では国・県より高い水準で推移しています。

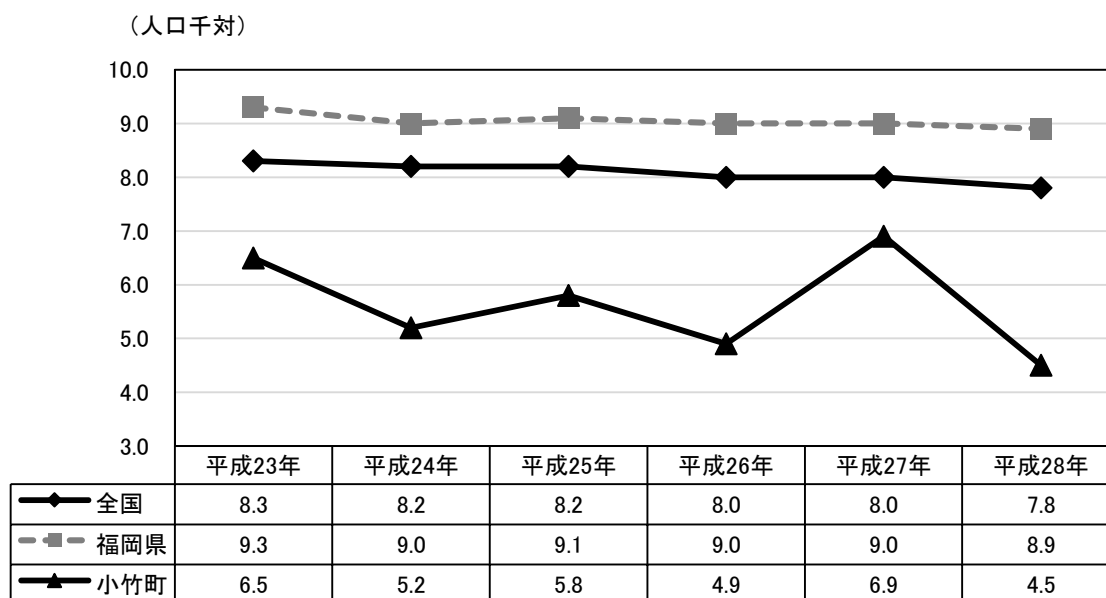


資料:国・県:人口動態統計
小竹町:福岡県保健統計年報

(3) 出生数・死亡率の推移

人口千人あたりの出生率は、国・県より低い水準で推移しています。一方で、死亡率は国・県より高い水準にあります。

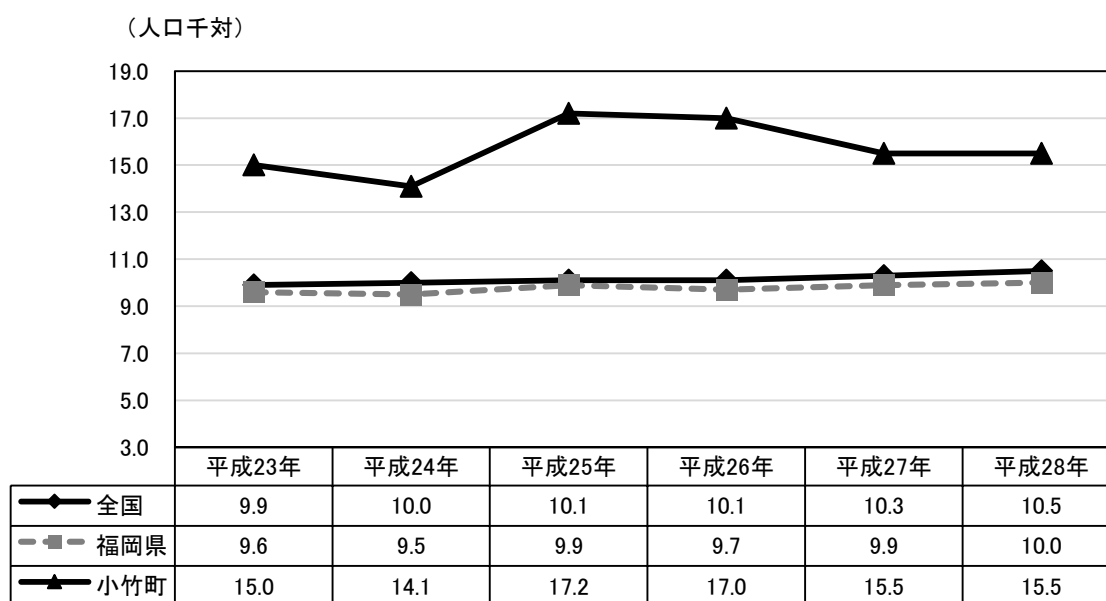
■出生率の推移(国・県との比較)■



資料：国：人口動態総覧

県・小竹町：福岡県人口移動調査

■死亡率の推移(国・県との比較)■



資料：国：人口動態総覧

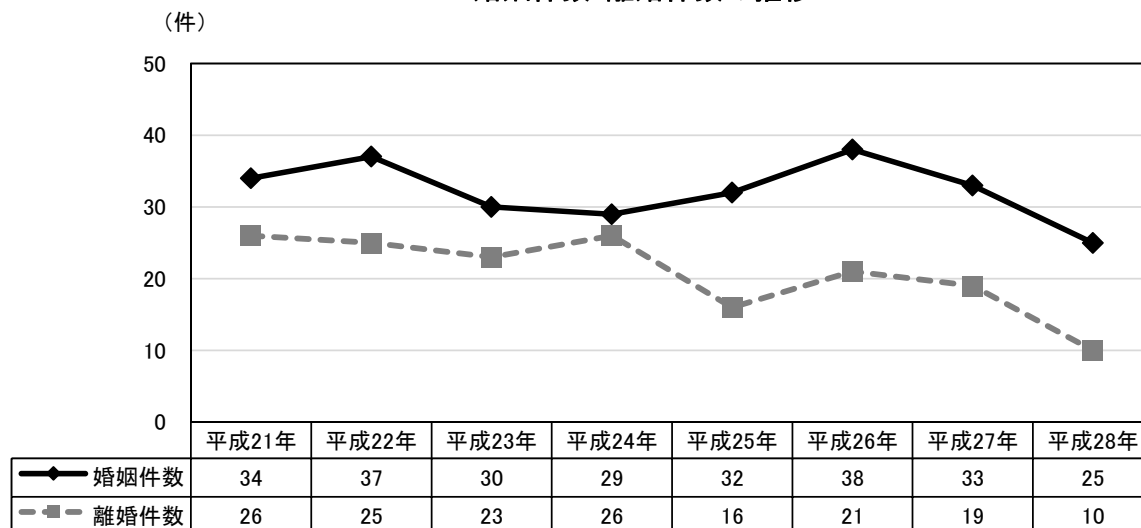
県・小竹町：福岡県人口移動調査

3. 婚姻の動向

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成21年以降30件台程度で推移していますが、平成28年には25件に減少しています。また、離婚件数は平成25年に一旦減少し、その後20件程度で推移していますが、平成28年には10件に減少しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移■

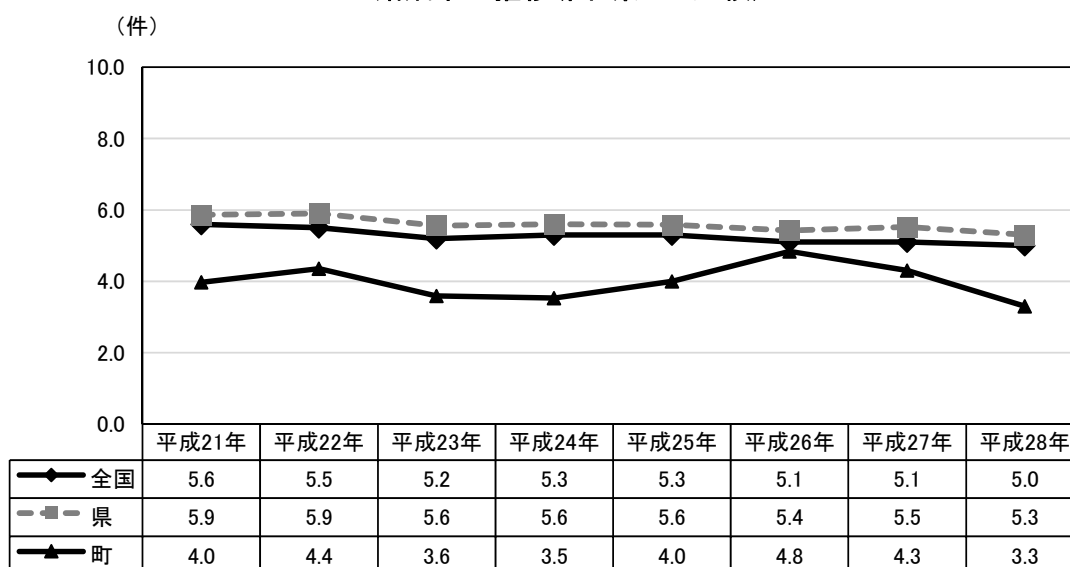


資料:人口動態統計

(2) 婚姻率の推移

婚姻率は国・県より低い水準で推移しており、国・県と比較しても婚姻率が低い地域であることがわかります。

■婚姻率の推移(国・県との比較)■



資料:人口動態統計

(3) 未婚率

平成27年現在の15歳以上の未婚率をみると、男性は32.2%、女性は20.1%と、男性の方が高くなっています。年代別にみてもすべての年代において、女性より男性の方が未婚率が高いことがわかります。

15歳以上の未婚率の推移を県と比較すると、女性では、本町の未婚率は一貫して県より低い水準で推移していますが、男性の未婚率は平成27年には県より高い数値となっています。

■性別年代別未婚率(男女15～49歳)■

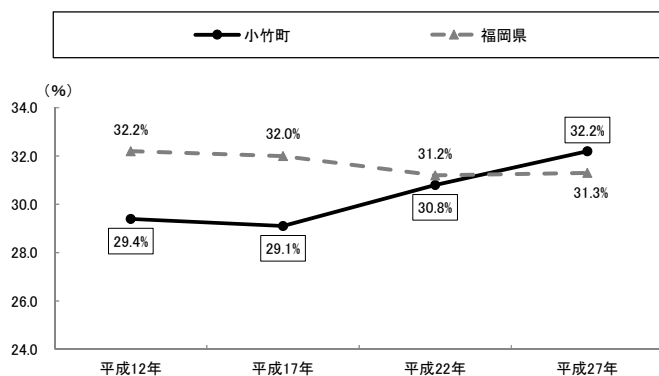
(単位:人)

	男性				女性			
	小竹町			福岡県 未婚率	小竹町			福岡県 未婚率
	総数	未婚実数	未婚率		総数	未婚実数	未婚率	
15歳以上総数	3,263	1,042	32.2%	31.3%	3,800	760	20.1%	25.1%
15～19歳	169	167	98.8%	99.6%	149	144	96.6%	99.3%
20～24歳	194	171	88.6%	94.0%	124	97	80.2%	90.8%
25～29歳	168	126	76.8%	69.9%	138	86	62.8%	62.2%
30～34歳	179	92	52.3%	44.2%	175	70	40.5%	36.9%
35～39歳	198	84	42.9%	32.6%	187	62	33.3%	26.0%
40～44歳	222	84	38.5%	27.7%	215	53	24.8%	21.2%
45～49歳	200	74	37.9%	24.4%	185	37	20.3%	18.2%

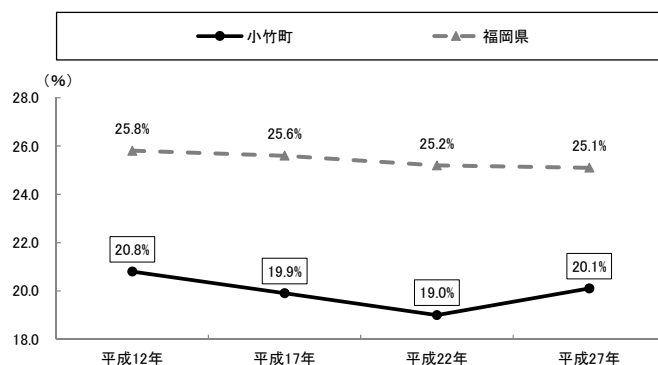
資料:国勢調査(平成27年)

■性別(男女15歳以上総数)未婚率の推移(県との比較)■

<男性>



<女性>



資料:国勢調査(平成27年)

4. 人口動態

(1) 人口動態の推移

平成 25～29 年度にかけての人口動態の推移をみると、本町の人口は一貫して減少しています。

県と比較すると、本町の自然増減では出生数に比べ死亡数が大きく上回っています。社会増減では、一貫して転出数が転入数を上回っています。

■人口動態の推移■

(単位:人)

(単位:人)

		人口増減	自然増減		社会増減	
			出生	死亡	転入	転出
福岡県	平成25年度	5,344	46,147	50,112	282,365	273,056
	平成26年度	1,801	45,774	49,460	277,721	272,234
	平成27年度	566	46,005	50,529	281,197	276,107
	平成28年度	5,151	45,165	50,875	281,425	270,564
	平成29年度	3,631	43,444	52,458	284,864	272,219
小竹町	平成25年度	-185	48	143	339	429
	平成26年度	-155	40	138	321	378
	平成27年度	-85	55	123	387	404
	平成28年度	-127	35	121	374	415
	平成29年度	-148	51	158	352	393

資料:人口移動調査

(2) 昼夜間人口比率

平成 27 年現在の昼夜間人口比率は 97.7%となっています。

■昼夜間人口比率■

(単位:人)

	昼間人口	常住人口	昼夜間人口比
福岡県	5,105,438	5,101,556	100.1%
小竹町	7,632	7,810	97.7%

資料:国勢調査(平成 27 年)

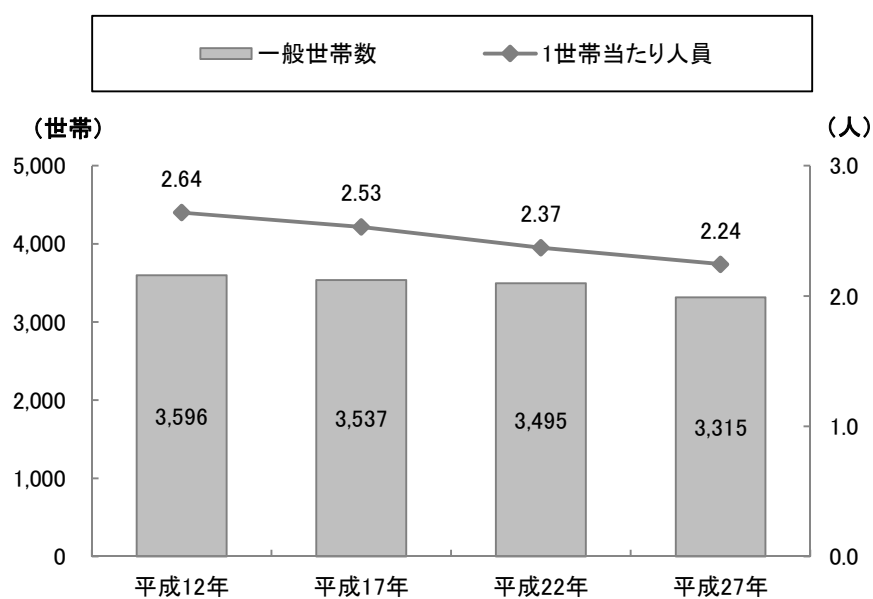
5. 世帯の動向

(1) 一般世帯数・1世帯当たり人員の推移

一般世帯数は、平成12年から平成27年まで緩やかな減少傾向にあります。また、1世帯当たり人員も年々減少しており、核家族化や単独世帯が増えていることがわかります。

県では、一般世帯数は年々増加傾向にありますが、1世帯当たり人員は本町と同様に減少傾向にあることから、本町と同様に核家族、単独世帯の増加がうかがえます。

■一般世帯数・1世帯当たり人員の推移■



資料: 国勢調査

■一般世帯数・1世帯当たり人員の推移(県との比較)■

(単位: 世帯、人)

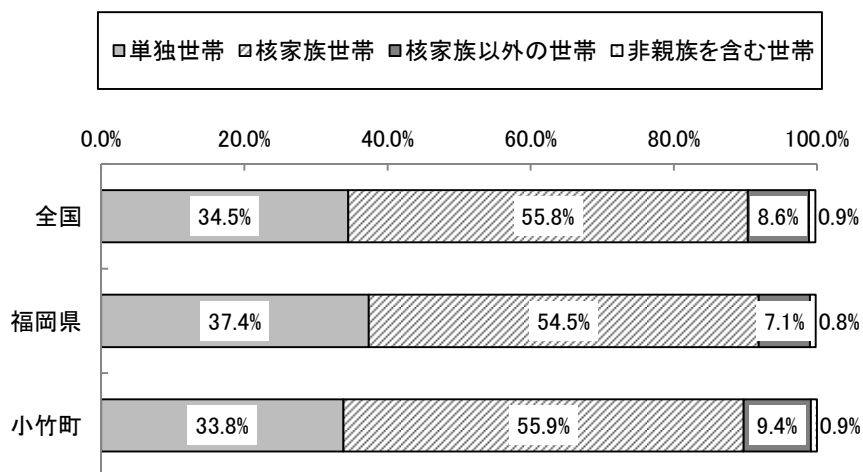
		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
福岡県	一般世帯数	1,906,862	1,984,662	2,106,654	2,196,617
	1世帯当たり人員	2.57	2.47	2.35	2.26
小竹町	一般世帯数	3,596	3,537	3,495	3,315
	1世帯当たり人員	2.64	2.53	2.37	2.24

資料: 国勢調査

（２）世帯構成

平成 27 年現在の世帯構成を国・県と比較すると、本町では核家族世帯が 55.9%であり国とは同程度ですが、県に比べると核家族世帯が多い地域であることがうかがえます。

■世帯構成(国・県との比較)■



資料: 国勢調査(平成 27 年)

※端数調整のため、割合の合計が 100%にならない場合がある。

（３）18 歳未満の児童のいる世帯数

本町の、平成 27 年現在での一般世帯に占める 18 歳未満の児童のいる世帯数は 534 世帯 16.1%となっており、その割合を県と比較すると低くなっています。

■18 歳未満の児童のいる世帯数(県との比較)■

(単位: 人)

	一般世帯数(A)	18歳未満の児童のいる世帯数(B)	(B)／(A)
福岡県	2,196,617	469,976	21.4%
小竹町	3,315	534	16.1%

資料: 国勢調査(平成 27 年)

(4) 1世帯当たりの人員数

本町の1世帯当たりの人員数をみると、福岡県内60市町村中第55位となっており、県内でも1世帯当たりの人員が少ない地域であることがわかります。

■1世帯当たりの人員数■

(単位:人)

順位	自治体名	人員数 (世帯)	順位	自治体名	人員数 (世帯)	順位	自治体名	人員数 (世帯)
1	大木町	3.08	30	志免町	2.55	49	香春町	2.41
2	大刀洗町	2.96		桂川町	2.55	50	中間市	2.37
3	筑前町	2.95	32	豊前市	2.54	51	大牟田市	2.35
4	うきは市	2.92		筑紫野市	2.54	52	飯塚市	2.34
5	みやま市	2.89	35	築上町	2.54		水巻町	2.34
6	東峰村	2.86		芦屋町	2.52	55	糸田町	2.34
7	八女市	2.85		吉富町	2.52		小竹町	2.32
8	柳川市	2.84	37	春日市	2.51	56	田川市	2.29
	宇美町	2.84	38	粕屋町	2.50	57	川崎町	2.26
10	久山町	2.83	39	鞍手町	2.49	58	北九州市	2.24
	広川町	2.83	40	大任町	2.48	59	荏田町	2.23
・	・	・	41	大野城市	2.47	60	福岡市	2.00

資料:人口移動調査(平成27年10月～平成28年9月)

※一世帯当たりの人員数は人口移動調査の「人口/世帯数」で算出

※福岡県の人員数(世帯)は「2.29」、市部は「2.25」

(5) 母子世帯、父子世帯

平成27年現在の本町の母子・父子世帯の割合を県と比較すると、父子世帯は県と大きな違いはありませんが、母子世帯は県を上回っており2.2%となっています。

■母子・父子世帯の状況(県との比較)■

(単位:世帯)

	一般世帯数	母子世帯数		父子世帯数	
		実数	構成比	実数	構成比
福岡県	2,196,617	40,071	1.8%	3,646	0.2%
小竹町	3,315	74	2.2%	5	0.2%

資料:国勢調査(平成27年)

6. 就労状況

(1) 男女別就業率

平成 27 年現在の男女別就業率を県と比較すると、男性が 6.1 ポイント、女性が 9.1 ポイント低くなっており、就業率が低い地域であることがわかります。

■男女別就業率の状況(県との比較)■

(単位:人)

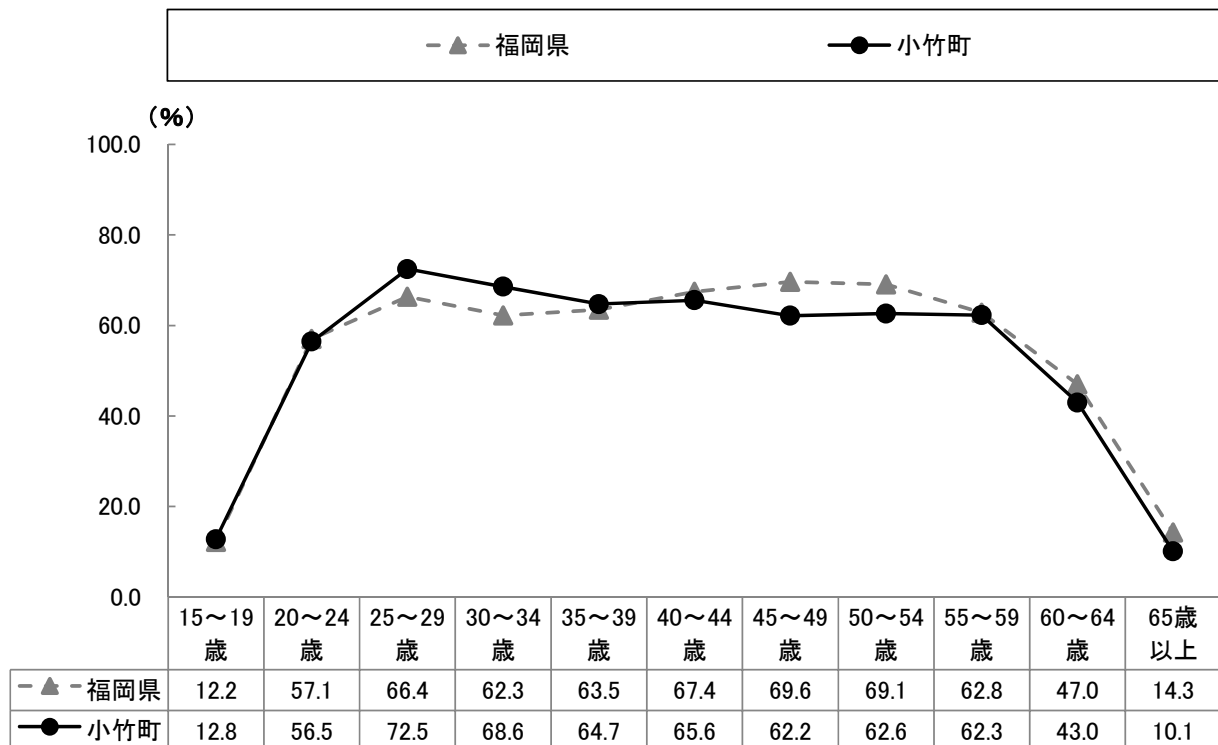
	男性			女性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
小竹町	3,263	1,769	54.2%	3,800	1,332	35.1%

資料:国勢調査(平成 27 年)

(2) 女性の年齢別就業率

平成 27 年現在の女性の年齢別就業率をみると、県は結婚・出産期に当たるとみられる 30 歳代前半から 30 歳代後半にかけて一旦低下し、育児が落ち着く 40 歳代から再び上昇するという、いわゆる M 字カーブを描いていますが、本町では 30 歳代前半に低下した後、横ばいに近い割合で推移し、60 歳代前半から大きく低下しています。

■女性の年齢別就業率(県との比較)■



資料:国勢調査(平成 27 年)

■女性の年齢別就業状況(県との比較)■

(単位:人)

	福岡県			小竹町		
	人口	就業者数	就業率	人口	就業者数	就業率
15歳以上総数	2,333,384	1,030,947	44.2	3,800	1,332	35.1
15～19歳	123,231	15,024	12.2	149	19	12.8
20～24歳	127,063	72,494	57.1	124	70	56.5
25～29歳	134,465	89,245	66.4	138	100	72.5
30～34歳	155,718	96,943	62.3	175	120	68.6
35～39歳	172,601	109,574	63.5	187	121	64.7
40～44歳	190,248	128,271	67.4	215	141	65.6
45～49歳	166,991	116,290	69.6	185	115	62.2
50～54歳	156,089	107,813	69.1	214	134	62.6
55～59歳	158,319	99,475	62.8	265	165	62.3
60～64歳	184,257	86,582	47.0	398	171	43.0
65歳以上	764,402	109,236	14.3	1,750	176	10.1

資料:国勢調査(平成27年)



7. 児童関連施設の状況

(1) 小学校・中学校の状況

町内の小学校は公立3校、中学校は公立1校となっています。

小学校、中学校の在校児童数、生徒数の推移をみると、小学校の児童数は300人前後で推移しており、減少傾向にあります。中学校の生徒数は150人前後で推移しています。

■町内の小学校・中学校■

	区分 (公立・私立)	名称	所在地	学級数	在校児童数 (人)
小学校	公立	小竹南小学校	大字勝野 3540 番地	7	155
	公立	小竹北小学校	大字御徳 1375 番地	7	65
	公立	小竹西小学校	大字新多 446 番地 1	6	64
	計			20	284
中学校	公立	小竹中学校	大字御徳 656 番地	8	146
	計			8	146

[資料] 小竹町教育委員会 (基準日 令和元年 5 月 1 日)

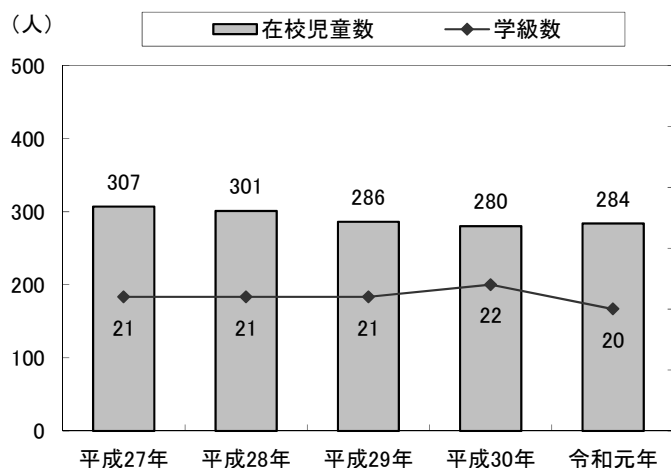
■小学校・中学校の在校児童数・生徒数、学級数などの推移■

(単位: 人、学級)

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
小学校 (3 校)	学級数	21	21	21	22	20
	特別支援学級	3	3	3	4	3
	在校児童数	307	301	286	280	284
中学校 (1 校)	学級数	8	8	8	8	8
	特別支援学級	2	2	2	2	2
	在校生徒数	166	159	159	144	146

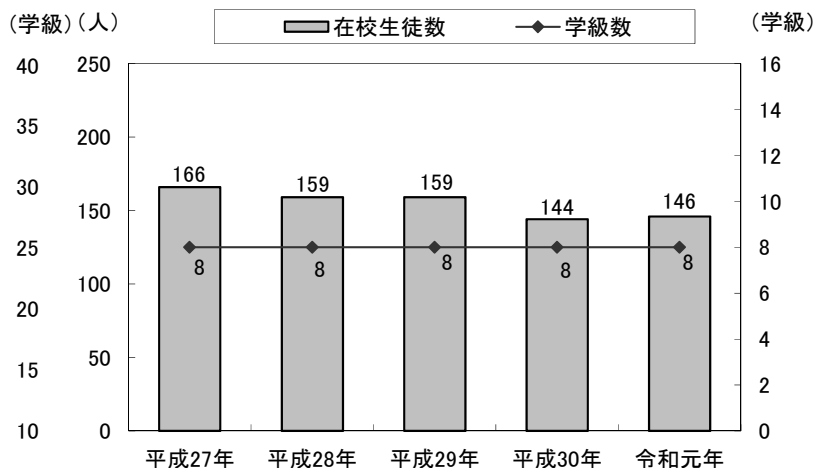
[資料] 小竹町教育委員会 (基準日 5 月 1 日)

■小学校の在校児童数の推移■



[資料] 小竹町教育委員会 (基準日 5 月 1 日)

■中学校の在校生徒数の推移■



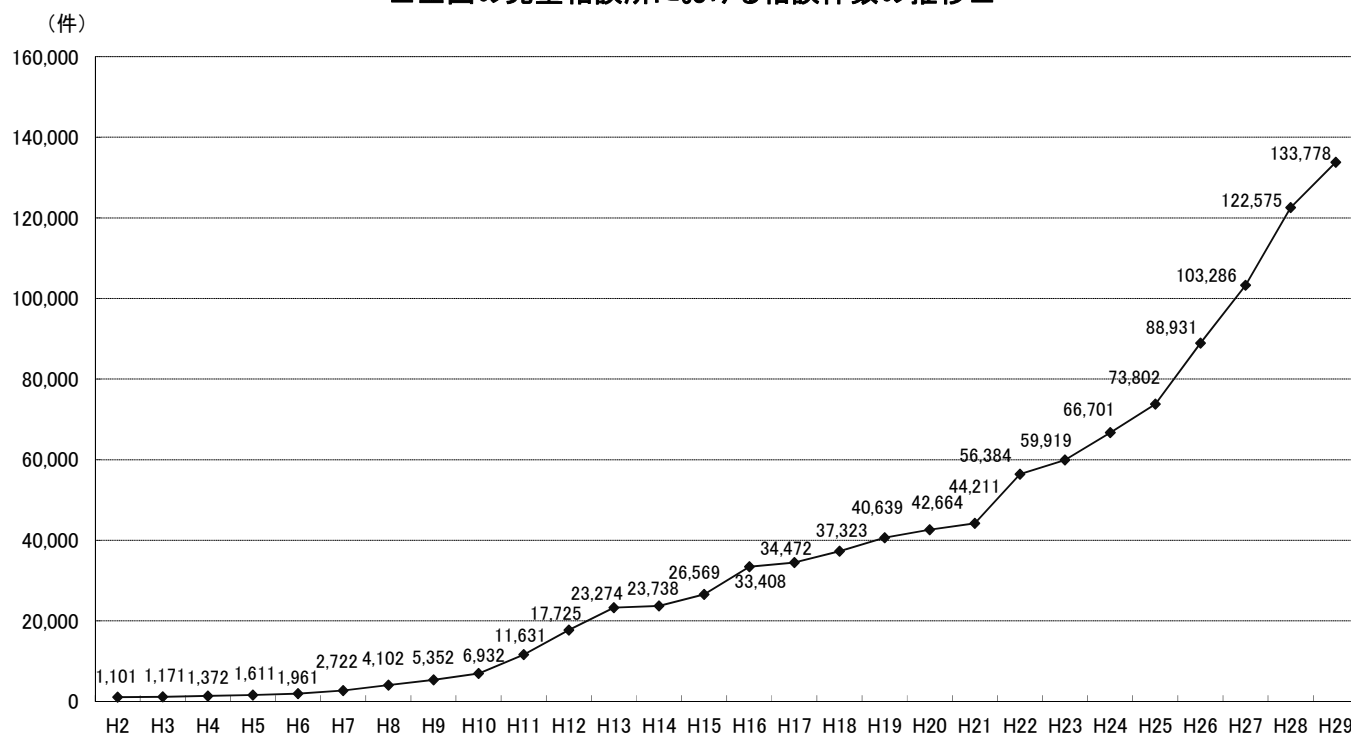
8. 子どもを取り巻く諸問題

(1) 児童相談所における相談件数の推移

①全国

平成 29 年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は 133,778 件で、統計を取り始めた平成 2 年度を 1 とした場合の約 122 倍、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度に比べ約 12 倍と、年々増加しています。

■全国の児童相談所における相談件数の推移■

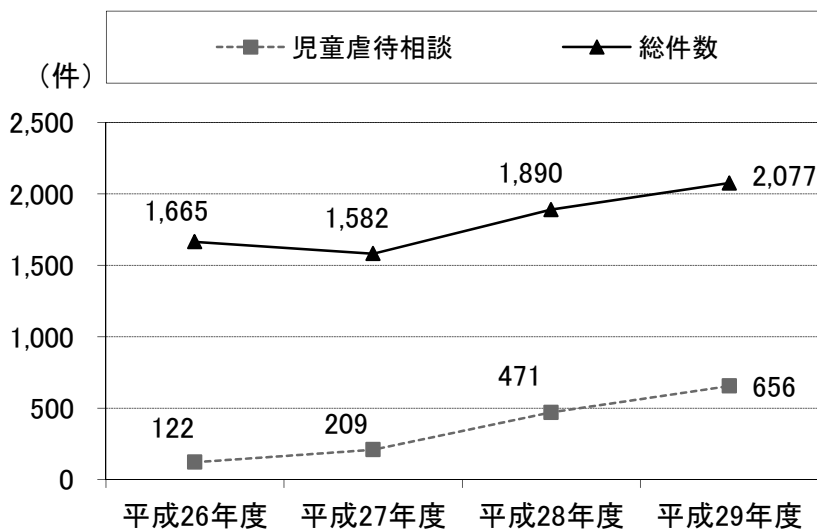


資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

②田川児童相談所管内

平成 29 年度に田川児童相談所で対応した児童虐待相談件数は 656 件で、平成 26 年度からの推移をみると、年々増加しており、平成 26 年度と比較すると、約 5 倍に増加しています。

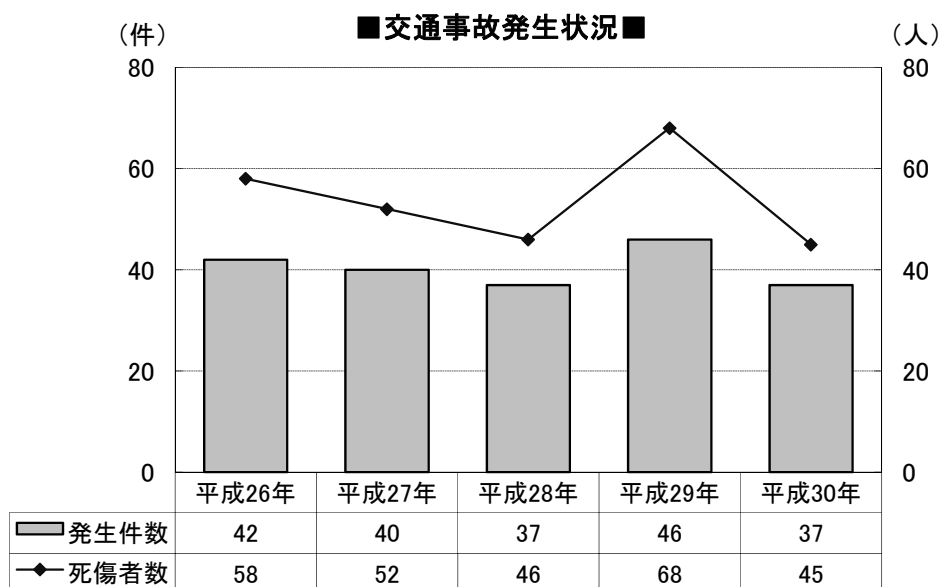
■田川児童相談所における相談件数の推移■



資料:福岡県児童相談所 平成 30 年度版業務概要

(2) 交通事故発生状況

本町の交通事故発生状況をみると、平成 26 年から平成 28 年にかけては減少しており、平成 29 年に一旦増加したものの、40 件前後で推移しています。平成 30 年の発生件数は 37 件、死傷者数は 45 人となっています。



資料:交通年鑑

第 3 章

計画の体系

第3章 計画の体系

1. 基本理念

次世代育成支援行動計画の基本理念に沿って、本町ではこれまで、子どもを元気に明るく心豊かに育てるための環境、地域づくり、子育て支援体制づくりを進めてきました。また、地域全体で子育てをサポートし、子どもだけではなく、その親、地域も共に成長できるまちを目指してきました。

第1期の子ども子育て支援事業計画では、この基本的な考え方を踏襲しつつ、多様化する保育ニーズに対応するため、設備整備に努め、ソフト・ハードの両面から子育て支援に取り組むことを目指しており、今回第2期計画でもこの考えを踏襲し、基本理念を『子ども 親 地域 とともに育ちゆくまち“こたけ”』とします。

《基本理念》

子ども 親 地域 とともに育ちゆくまち“こたけ”



2. 基本的視点

(1) 子どもが健やかに成長することができるという視点

健やかな子どもの育成には、子どもを大切にし、子ども自らが大切にされていることを感じられる環境が必要です。そのためには、子育てをする親だけではなく、周りのすべての人々から愛され、大切にされる社会でなくてはなりません。

「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

(2) 子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるという視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、子育てに対する負担や不安を和らげるために、子育て家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し、安心して子育てができるよう、サービスの量的拡充や質的改善を図ります。また、親が自主性を発揮し、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるまちを目指します。

(3) 社会全体で子育て家庭を支援するという視点

子どもは、親や家庭・学校・地域など社会との関わりの中で育ちます。地域社会は、子どもの成長過程における重要な生活の基盤です。社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、子どもたちを見守り、子育てを支援する地域社会が求められています。

地域でのふれあい・助け合いに基づく子育て支援を推進し、子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指します。

3. 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の行動計画策定指針に示された内容に即し8つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

基本目標 1 地域における子育ての支援【地域子育て支援】

仕事と家庭の両立などにより、多様な保育サービスへのニーズが高まっています。また地域社会の変化により、子育てが孤立化し、保護者の子育てに対する育児不安や精神的な悩みなどの相談が増えてきています。このような状況を受け、保育サービスの充実・質の確保、地域の高齢者など地域全体で子育て家庭を支援する体制づくりを進めます。

基本目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進【保健】

心身ともに健康で生活することは、すべての人がもっている当然の権利であり、すべての事象の原点となり、それ自体、何にも代えることなどできない重要な視点です。

妊婦健康診査等、国や県の規定に従い実施し、保健、医療、福祉等各分野で連携して、親と子の健康の確保と増進に努めます。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備【教育】

核家族化や地域におけるつながりの希薄化等を背景として、児童虐待の増加やいじめ、不登校といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化しています。

そのような状況の中でも、学校、家庭、地域が連携し、お互いに情報交換等を行い、子どもが健やかに成長できるような環境整備に努めます。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備【生活環境】

小竹町都市計画マスタープランに沿って、道路の拡幅や歩道の確保等、子ども連れの保護者だけでなく、高齢者や障がい者にも優しく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標 5 職業生活と家庭生活との両立の推進【仕事と家庭の両立支援】

女性の社会的地位向上により、結婚・出産しても働き続ける女性の姿が多くみられます。このため、男女共同参画の視点に基づき、子育てがしやすい環境づくりを推進します。

基本目標 6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進【切れ目のない支援】

住民の結婚や妊娠・出産に関する希望を実現するため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進が必要です。個人のライフステージの各段階に応じた、きめ細かな支援を進めていきます。

基本目標 7 子どもの安全の確保【安全対策】

子どもの交通事故や転落事故等が発生する中、本町では交通安全指導活動を春・秋に実施し、子どもたちの安全の確保に努めます。また、青少年指導委員による町内の巡回補導等を実施し、青少年の非行防止活動を推進します。

基本目標 8 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進【要保護児童対策】

関係機関との連携を図り、児童虐待の防止などに関し、早期発見・早期対応に努めます。また、ひとり親家庭や障がいをもつお子さんがいる家庭などに対して経済的支援を行うとともに、精神的な支援を行います。併せて障がいをもつお子さんへのサービスの提供体制を整備し、どのような家庭も等しく安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。



第4章

子ども・子育て支援事業計画

第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

本町における教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口等社会的条件を踏まえ、広域的に圏域を捉え、1 圏域に設定します。

【圏域設定に対する国の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。



2. 幼児期の学校教育・保育に係る量の見込みと確保の方策

(1) 教育・保育（1～3号）

1) 教育・保育の量の見込み

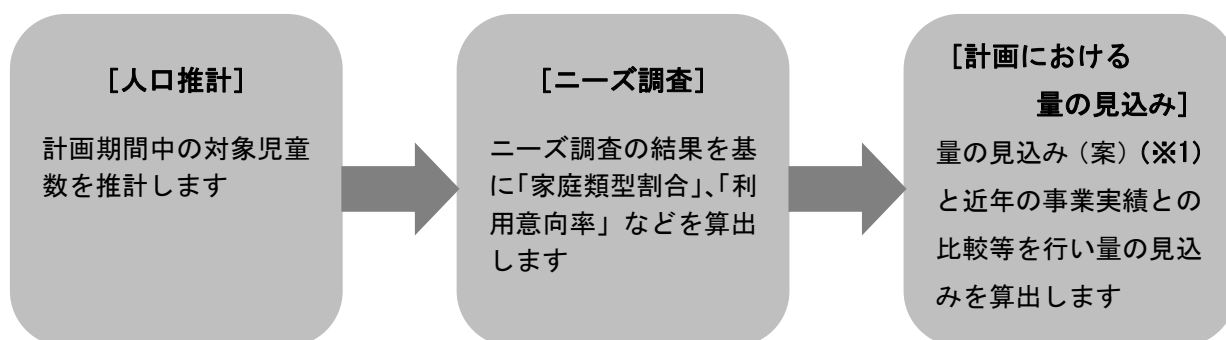
【事業内容】

- ・就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。
- ・量の見込みと確保の方策は、1～3号の認定ごとに、さらに2号認定は学校教育の利用希望の有無で、3号認定は0歳と1・2歳にそれぞれ区分して整理することとされています。
- ・本町では平成27年に公立の保育所と幼稚園のそれぞれ1園を統合し、幼保連携型認定こども園として運営しています。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間）	保育所・認定こども園
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	保育所・認定こども園 ・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

【量の見込みの算出方法】

国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、「人口推計」や「ニーズ調査の結果」から算出した「量の見込み（案）」と「近年の事業実績」との比較や利用実態の検証等を行い、事業計画において必要な「量の見込み」を算出します。



（※1）…量の見込み（案）＝「推計児童数（人）」×「家庭類型割合（％）」×「利用意向率（％）」

① 1号認定

3～5 歳児（保育の必要性はなく、教育ニーズが高いもの）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	38人	36人	34人	35人	34人	32人
②確保の内容		56人	56人	56人	56人	56人
過不足（②－①）		20人	22人	21人	22人	24人
量の確保方策	認定こども園等で量の確保に努めます。					

② 2号認定

3～5 歳児（保育の必要性があるが、学校教育利用希望が高いもの、それ以外の保育所の利用希望が高いものの総数）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	76人	102人	96人	98人	95人	89人
②確保の内容		97人	97人	97人	97人	97人
小竹町内		80人	80人	80人	80人	80人
他市町委託		17人	17人	17人	17人	17人
過不足（②－①）		▲5人	1人	▲1人	2人	8人
量の確保方策	認定こども園等で量の確保に努めます。期間中、利用の超過が見込まれる場合には、利用定員の弾力的な運用により対応します。					

③ 3号認定

0～2 歳児（保育の必要性あり、保育所および認定こども園+地域型保育の利用）

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	51人	39人	36人	35人	34人	33人
小竹町内		39人	36人	35人	34人	33人
他市町受託		0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容		55人	55人	55人	55人	55人
小竹町内		55人	55人	55人	55人	55人
他市町委託		0人	0人	0人	0人	0人
過不足（②－①）		16人	19人	20人	21人	22人
量の確保方策	認定こども園等で量の確保に努めます。					

(うち0歳児)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	9人	8人	8人	8人	7人	7人
小竹町内		8人	8人	8人	7人	7人
他市町受託		0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容		9人	9人	9人	9人	9人
小竹町内		9人	9人	9人	9人	9人
他市町委託		0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		1人	1人	1人	2人	2人

(うち1・2歳児)

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	42人	31人	28人	27人	27人	26人
小竹町内		31人	28人	27人	27人	26人
他市町受託		0人	0人	0人	0人	0人
②確保の内容		46人	46人	46人	46人	46人
小竹町内		46人	46人	46人	46人	46人
他市町委託		0人	0人	0人	0人	0人
過不足(②-①)		15人	18人	19人	19人	20人

【保育利用率】(0～2歳)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
推計児童数(満3歳未満)	133人	125人	121人	118人	115人
3号認定の利用定員数	55人	55人	55人	55人	55人
保育利用率	41.4%	44.0%	45.5%	46.6%	47.8%

3. 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の方策

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業内容】

- ・乳幼児の福祉の増進を図ることを目的として、保護者の就労形態の多様化に対応して、保育時間の延長を行っています。（小竹こども園 18：00～19：00）

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	59人	32人	30人	30人	29人	27人
②確保の内容		60人	60人	60人	60人	60人
過不足（②－①）		28人	30人	30人	31人	33人
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					



(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育所）

【事業内容】

- ・放課後、児童が帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に対して、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。
- ・町内各小学校敷地内の独立専用施設 3 か所で実施しています。平日の放課後のほかに、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	56 人	71 人	73 人	70 人	72 人	71 人
1～3年生	42 人	45 人	49 人	48 人	52 人	48 人
4～6年生	14 人	26 人	24 人	22 人	20 人	23 人
②確保の内容		105 人	105 人	105 人	105 人	105 人
過不足（②－①）		34 人	32 人	35 人	33 人	34 人
量の確保方策	今後も継続して3か所で実施し、量の確保に努めます。					

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【事業内容】

- ・保護者が病気になった場合などに、児童福祉施設などにおいて短期間（1 週間程度）、児童を預かる事業です。
- ・鞍手乳児院に委託契約し、実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	13 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日
②確保の内容		23 人日	23 人日	23 人日	23 人日	23 人日
ショートステイ		14 人日	14 人日	14 人日	14 人日	14 人日
トワイライトステイ		9 人日	9 人日	9 人日	9 人日	9 人日
過不足（②－①）		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業内容】

- 子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、親子の交流の場づくりなど地域の子育て家庭に対する支援を行います。
- 小竹こども園内にある、小竹町地域子育て支援センター1 か所で実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	808 人回	154 人回	145 人回	140 人回	137 人回	134 人回
②確保の内容	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(5) 一時預かり事業

【事業内容】

- 保護者の病気・入院や冠婚葬祭、育児疲れ解消など、主として昼間においての一時的な保育需要に対応するため、認定こども園、子育て支援センターその他の場所において、乳幼児を預かる事業です。
- 量の見込みは、「一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）」と「一時預かり事業（その他）」に分けて算出することとされています。

1) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり〔預かり保育〕）

【事業内容】

- ・幼稚園の在園児や、認定こども園の幼稚園部分の在園児を対象とした一時預かり事業です。
- ・在園児対象の一時預かり〔預かり保育〕は、小竹こども園などで実施しています。
- ・認定こども園の幼稚園部分の在園児を対象に、教育時間の前後や長期休業期間中などに希望者に対し実施します。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	245 人日	162 人日	153 人日	155 人日	150 人日	140 人日
②確保の内容		400 人日	400 人日	400 人日	400 人日	400 人日
過不足（②－①）		238 人日	247 人日	245 人日	250 人日	260 人日
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

2) 一時預かり事業（その他）

【事業内容】

- ・就学前児童全般を対象とした地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業です。
- ・小竹町地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターこたけで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	233 人日	347 人日	424 人日	518 人日	632 人日	772 人日
②確保の内容		922 人日	922 人日	922 人日	922 人日	922 人日
地域子育て支援センター		885 人日	885 人日	885 人日	885 人日	885 人日
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）		37 人日	37 人日	37 人日	37 人日	37 人日
過不足（②－①）		575 人日	498 人日	404 人日	290 人日	150 人日
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(6) 病児保育事業

【事業内容】

- ・保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。
- ・鞍手乳児院に委託契約し、実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	34人日	100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
②確保の内容		100人日	100人日	100人日	100人日	100人日
過不足(②-①)		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）[就学児]

【事業内容】

- ・子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、小学生の放課後の一時預かりなど、子育てについての助け合いを行う事業です。
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳）分は、前述の「一時預かり事業」として見込み、就学児（6～11歳）分は別途見込むこととされていることから、ここでは「就学児分」を整理しています。
- ・ファミリー・サポート・センターこだけで実施しています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	58人日	60人日	60人日	60人日	60人日	60人日
②確保の内容		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(8) 利用者支援事業

【事業内容】

- 子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等の子育てサービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。
- 令和2年度からは、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、子育て世代包括支援センターを設立し、助産師による産前産後訪問を中心とした子育て支援や、産院での産後ケア事業など、助産師等の専門職が各関係機関と連携して実施していきます。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
②確保の内容		2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
基本型		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
母子保健型		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
過不足(②-①)		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(9) 妊婦健康診査

【事業内容】

- 妊娠中の母子の健康管理に資するため、妊娠期間を通して14回の健康診査の助成を行っています。高血圧や高血糖、貧血などの何らかの健康管理が必要な妊婦に対しては、家庭訪問や相談などでフォローしています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み						
対象者の人数	38人	50人	50人	50人	50人	50人
年間の 延べ健診回数	297回	700回	700回	700回	700回	700回
②確保の内容		700回	700回	700回	700回	700回
過不足(②-①)		0回	0回	0回	0回	0回
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容】

- 子育ての孤立を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士・主任児童委員が訪問します。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	27 人	39 人	38 人	37 人	36 人	35 人
②確保の内容		39 人	38 人	37 人	36 人	35 人
過不足 (②-①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(11) 養育支援訪問事業

【事業内容】

- 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行い、必要な場合は家事援助も行っています。

【量の見込みと確保の内容】

	平成 30 年度 (実績)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①量の見込み	1 人	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
②確保の内容		2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
過不足 (②-①)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
量の確保方策	今後も継続して実施し、量の確保に努めます。					

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

- ・保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
- ・令和元年度現在、未実施となっています。

【量の見込みと確保の内容】

今後、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

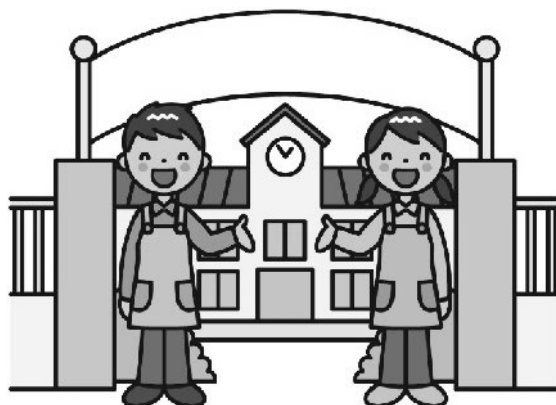
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業内容】

- ・特定教育・保育施設等への民間事業者の参入に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

【量の見込みと確保の内容】

事業者からの申請状況を勘案しながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。



4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

国の示す計画の基本指針においては、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用機能に沿って、教育・保育施設への適切な利用が可能になるよう、認定こども園への移行に必要な支援や、普及に係る考え方等を示すこととなっています。

本町では、以下のような取り組みを進めていきます。

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

- 小竹町の潜在的な保育ニーズ、教育ニーズに対応できるよう、平成 27 年 4 月に小竹町立保育所と小竹幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園に移行しました。
- 保育所と幼稚園の施設的な統合だけでなく、保育所・幼稚園で培われてきた知識・技能など双方の良さを生かし、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実に取り組んでいます。

(2) 質の高い教育・保育や子育て支援等の推進策

- 乳幼児期の教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであるという視点から、子どもの最善の利益を第一に考え、質の高い教育・保育をすべての子どもが受けられるよう安定的な提供を進めていきます。
- 妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うために、子ども・子育て支援を行う関係機関の密接な連携に取り組んでいます。
- 妊婦の不安や育児に関する相談を受けるとともに、乳児家庭全戸訪問等により継続支援が必要な家庭を早期に把握し、妊娠期から出産・育児期間まで切れ目なく支援を行うことにより、妊娠期から育児期における親の育児不安を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境づくりを推進します。
- 小竹こども園では、カリキュラムの創意工夫や保育教諭の研修実施により質の向上に努め、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整え、保護者の就労状況の変化等によらない柔軟な子どもの受け入れを行います。併せて在園児以外の一時預かり事業を実施し、在宅の子育て家庭の一時的な保育ニーズにも対応していきます。

○小竹こども園と併設する子育て支援センターでは、子育て支援拠点としての機能を充実させていきます。また、小竹町内の子育てに関連する情報を集約し、児童館・保健センター・学校等の教育・保育・子育て支援関係機関と連携しながら、親子の集いの場を設け、相談業務の実施や、保護者同士や地域とのつながりを深める機会づくり、子育て力の向上に向けた支援を実施するなど、地域に開かれた施設として、すべての家庭及び子どもを対象として子育て支援事業を推進していきます。

（３）保幼小連携の取り組みの推進

○小竹こども園で育まれた「子どもの育ち」を大切にするため、教育的指導の連続性や円滑な支援の実施が行われるよう小学校との連携を強化します。

○幼児期から児童期への学びの連続性を踏まえ、小竹こども園から小学校への円滑な接続に向けて、早期から幼児と児童の交流の機会を設け、小学校との連携を通して子どもの生活習慣・学習習慣を育てます。併せて、小学校の教師との意見交換や発達の流れについてともに研修する機会を設けるなど、共通理解の促進と丁寧な引き継ぎなどの情報共有を図り、切れ目のない支援を行っていきます。また、特別な支援が必要な幼児については、早期から小学校と情報を共有し、就学に向けた支援や相談等を行います。

○保育を利用する子どもについて、小学校就学後に円滑に放課後児童健全育成事業（学童保育所）を利用できるよう相互の連携を図っていきます。



5. 事業の推進に向けて

(1) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、円滑な実施の確保に取り組んでいきます。

(2) 子どもの貧困対策

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、国・県の取り組みと連携しながら、子どもの貧困への対策も視野に入れながら取り組んでいきます。

(3) すべての子どもを受け入れることができる体制の整備

障がいを持つ児童や、医療的ケアが必要な児童が支援を受けることができるよう「小竹町障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に定める取り組みと連携しながら、体制の整備を進めていきます。

また、国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、支援が必要な事案が発生した場合には、円滑な教育・保育等の利用ができるよう、適切な対応に努めていきます。



第5章

子育て支援のための具体的な取り組み

第5章 子育て支援のための具体的な取り組み

基本目標1 地域における子育ての支援

■主要課題（1）地域における子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

核家族化、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、児童虐待の深刻化など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化は依然進行している状況にあります。そのような状況に対応し、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもを安心して育てることができる環境、仕組みづくりは必要不可欠になっています。

本町においても、地域における子育て支援サービスについては利用者が増加傾向にあり、今後は必要なニーズを的確に把握し、適切な供給量の確保が課題となります。また、事業の周知を進めていくとともに、利用しやすい仕組みづくりが必要です。

【施策の方向性】

①子育て支援サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター）	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。本町では、育児不安・親子の孤立化を防ぐ子育て支援の拠点として、小竹こども園内に地域子育て支援センターを設置し、保健・福祉等が連携し、総合的な子育て相談支援を行うとともに、親子のふれあいの場の提供を行います。	子育てに関する講演や親子で参加できる事業を実施し、育児不安、親子の孤立化を防ぐ取り組みを行う拠点となるよう、また、気軽に相談できる体制作りを行います。	福祉課 （小竹こども園）
利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行います。	令和2年度から「子育て世代包括支援センター」を設立し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援も提供していきます。今後、利用者支援事業が円滑に進むように関係機関の連携を図っていきます。また、職員が積極的に研修等に参加し、様々な情報収集・提供を行っていきます。	福祉課 （小竹こども園） 健康増進課

事業名	事業概要	目標	担当課
一時預かり事業 (在園児以外対象)	普段は保育所等に通っていない小学校就学前の児童を、保護者のパート勤務や、病気・出産等の緊急時、育児疲れの時など、一時的に保護者が保育できない時に、地域子育て支援センターでお預かりする事業です。	保護者が安心して預けることができるような体制づくりと保育環境の充実に努めます。	福祉課 (小竹こども園)
放課後児童健全育成事業 (学童保育所)	放課後帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。また、母子家庭と同様に、父子家庭についても保育料の軽減措置を講じています。	本町では、現在待機児童が発生することなく、事業を実施することができています。今後は支援員の確保と育成支援の充実に努めます。	福祉課
親子ふれあいクラブ	「将来を担う大切な子どもたちの健やかな成長を願い、乳幼児の育成や健康管理及び母親の交流を深めること」を目的とし、町内に居住する生後6か月から満4歳までの乳幼児をもつお母さんを対象にした子育てサークルです。	地域子育て支援センターの事業を通じて、子育て世代の利用者や関係者からサークル活動に対する関心が高まるような取り組みを行っていきます。	福祉課 (小竹こども園)
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)と子育ての手助けができる人(お助け会員)がお互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動事業です。	今後も事業の周知を図り、会員数拡大に努めます。	福祉課

■主要課題（２）保育サービスの充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中では、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行っていくことの必要性が示されています。本町ではこの趣旨に基づき、新たな子ども・子育て支援制度への移行に伴い、平成27年4月より、保育サービスの充実、教育の質の向上のため、町立幼稚園と保育所を統合し、幼保連携型認定こども園に移行しました。

近年では、保育を必要とする理由が多様化しており、サービスも利用も増加傾向にあり、今後は児童人口の推移とも併せ、ニーズ量の的確な把握と供給量の確保が課題となります。

現在、小竹こども園では教育標準時間終了後の一時預かりを行い、緊急の保育ニーズに対しては、子育て短期支援事業や病児保育事業を鞍手乳児院に委託しており、今後も多様な保育サービスの充実を図っていきます。

このほか、就学児の放課後の居場所を確保するための放課後児童健全育成事業（学童保育所）についてもニーズは高まっており、今後は国の「新・放課後子どもプラン」に即して、放課後子ども教室の実施についても検討を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

事業名	事業概要	目標	担当課
通常保育事業	保護者が就労していたり、病気の状態にあるため、家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者に代わって保育しています。	保育を必要とする理由が多様化しているため、小竹こども園において、保護者のニーズに対応し、適切な支援と保育環境の充実を図ります。	福祉課 (小竹こども園)
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定された施設です。	0歳児から就学前まで一貫した教育・保育を行います。また、幼児教育の充実に向けて、保育教諭が様々な研修に参加し、学ぶ機会をつくります。	福祉課 (小竹こども園)
延長保育事業	乳幼児の福祉の増進を図ることを目的として、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を行っています。	保護者の就労形態の多様化により、利用者が増加傾向にあります。今後は保護者のニーズに対応できるよう、人員や環境整備等の体制を整えていきます。また、延長保育の保育室は、子どもの不安がないように、家庭的な保育環境の充実に努めていきます。	福祉課 (小竹こども園)

事業名	事業概要	目標	担当課
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	保護者が病気になった場合などに、児童福祉施設等において短期間（1週間程度）、児童を預かる事業です。	事業の周知により利用が増加しており、今後もより事業の周知や利便性の向上に努めます。	福祉課
病児保育事業	小学生までの病児について、保護者が就労等で看護することが困難なときに、病院・保育所等併設の専用施設において、一時的に保育する事業です。	事業の周知により利用が増加しており、今後もより事業の周知や利便性の向上に努めます。	福祉課
一時預かり事業（在園児対象）	小竹こども園の教育標準時間（幼稚園部分）利用の児童について、教育時間終了後に、一時的に保護者が保育できないときに、引き続き園児をお預かりする事業です。	保護者のニーズに応え、安心して預かることができるよう今後も保護者のニーズに十分対応できるような体制を整えていきます。	福祉課 （小竹こども園）
一時預かり事業（在園児以外対象） 【再掲】	普段は保育所等に通っていない小学校就学前の児童を、保護者のパート勤務や、病気・出産等の緊急時、育児疲れの時など、一時的に保護者が保育できない時に、認定こども園等でお預かりする事業です。	保護者が安心して預けることができるような体制づくりと保育環境の充実に努めます。	福祉課 （小竹こども園）
放課後児童健全育成事業（学童保育所） 【再掲】	放課後帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。また、母子家庭と同様に、父子家庭についても保育料の軽減措置を講じています。	本町では、現在待機児童が発生することなく、事業を実施することができています。今後は支援員の確保と育成支援の充実に努めます。	福祉課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【再掲】	子育ての手助けをしてほしい人（おねがい会員）と子育ての手助けができる人（お助け会員）がお互いに助けたり、助けられたりする地域の相互援助活動事業です。	今後も事業の周知を図り、会員数拡大に努めます。	福祉課

■主要課題（３）子育て支援のネットワークづくり

【現状と課題】

近年の核家族化の進行や、地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、地域による子育て支援、地域の子育て力の低下につながっています。

本町でも、少子化の影響により子ども会活動の縮小や廃止する地域も出ており、地域における子育て力の低下が懸念されます。また、「親子ふれあいクラブ（コアラ教室）」は、家庭環境の多様化により会員が減少し、運営の継続が困難となり解散するに至ってしまいました。

一方で、地域子育て支援センターや児童館の利用は増加傾向にあり、地域による子育て支援のニーズは存在していると考えられることから、今後は、支援体制の再構築や、各事業の実施主体相互の連携により、効果的な実施や質の向上を進め、地域全体で子育てを支援する環境の整備が必要となります。また、これらの周知に向け、広報紙やウェブサイトの効果的な利用等について、検討が必要です。

【施策の方向性】

①子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業概要	目標	担当課
地域子育て支援拠点事業 （地域子育て支援センター） 【再掲】	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。本町では、育児不安・親子の孤立化を防ぐ子育て支援の拠点として、小竹こども園内に地域子育て支援センターを設置し、保健・福祉等が連携し、総合的な子育て相談支援を行うとともに、親子のふれあいの場の提供を行います。	子育てに関する講演や親子で参加できる事業を実施し、育児不安、親子の孤立化を防ぐ取り組みを行う拠点となるよう、また、気軽に相談できる体制作りを行います。	福祉課 （小竹こども園）
親子ふれあいクラブ 【再掲】	「将来を担う大切な子どもたちの健やかな成長を願い、乳幼児の育成や健康管理及び母親の交流を深めること」を目的とし、町内に居住する生後6か月から満4歳までの乳幼児をもつお母さんを対象にした子育てサークルです。	地域子育て支援センターの事業を通じて、子育て世代の利用者や関係者からサークル活動に対する関心が高まるような取り組みを行っていきます。	福祉課 （小竹こども園）
児童館	遊びを通じた健全育成の場の提供、子育てサークルなどへの支援を行っています。	利用者は年々増加傾向にあります。今後も継続して実施し、事業内容の充実を図っていきます。	福祉課

②広報・啓発の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
子育て支援に関する広報及び啓発	広報紙や小竹ウェブサイトを通じて、本町における子育て支援サービスの内容や、その取り組みに関する広報を行い、子育て家庭に対する情報提供を行います。 また、地域住民に対しても、様々な子育てに関する取り組みを紹介することで、地域全体での子育てに関する意識を高めるための啓発を進めていきます。	今後も広報紙やたけのこだよりを通して、取り組みや情報提供を行い、周知を図っていきます。	福祉課 (小竹こども園)

■主要課題（４）子どもの健全育成

【現状と課題】

遊びや様々な体験活動等への参加を通して子ども同士や地域の方々と関わることは、子どもの仲間関係の形成や社会性の発達、規範意識の形成に大きな影響を与えるものと考えられます。しかしながら、近年の少子化傾向はこうした機会を減少させています。

アンケート調査の結果からは、子どもを健やかに産み育てるために町に期待することとして、「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」が未就学児で67.8%、小学生児童でも64.5%と高い割合を占めています。

子どもたちが集い、さまざまな活動に参加できる場や機会の提供は、子どもの健全な育成に対する重要な支援であることから、今後は、様々な学習や体験活動のできる場の提供や、それを支える地域の人材育成が必要となります。

【施策の方向性】

①地域の協力による子どもの健全育成

事業名	事業概要	目標	担当課
子どものための活動補助金 (自治会活動交付金内)	地域での子どもを中心とした行事の推進を図るため、各区公民館への補助を行うものです。	今後も継続して実施し、地域の方々と子どもが関わる場を創出し、地域全体で子どもを見守り育てていく意識の醸成と、子どもの地域への愛着形成を図ります。	教育課 企画調整課

事業名	事業概要	目標	担当課
子ども会育成会支援	子ども会のイベント実施についての相談・助言、子どもが体を使って遊べる競技やゲームの提案・指導など、地域で子どもが参加する活動や行事実施のための支援を行います。	少子化により子ども会がない地域が出てきたため、区全体の活動へ移行しています。今後も子どものための活動の支援を行っていきます。	教育課
少年スポーツ団体支援事業	健全な少年スポーツ活動の推進及びスポーツの振興のため、少年スポーツ団体に対し、補助金の交付、施設の優先利用、広報・啓発等の支援を行っています。	少年スポーツ活動の振興・推進のための支援がおおむねできました。今後は施設の優先利用について、少年スポーツ団体と協議し、他団体に不公平を生まないような方法を検討していきます。	教育課
ブックスタート	本町では地域子育て支援事業の一つとして、乳児家庭全戸訪問時に乳児と保護者に、保育教諭が15分程度絵本の読み聞かせをした後「ブックスタートパック」にした絵本を手渡しています。	家庭でも絵本の読み聞かせをしてもらえるように、なぜ大切なのかを具体的に知らせていきます。また、ぜひ読み聞かせてほしい絵本を選定し、そろえていきます。	福祉課 (小竹こども園)
放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 【再掲】	放課後帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。また、母子家庭と同様に、父子家庭についても保育料の軽減措置を講じています。	本町では、現在待機児童が発生することなく、事業を実施することができています。今後は支援員の確保と育成支援の充実に努めます。	福祉課

②子どもの居場所づくり

事業名	事業概要	目標	担当課
こたけ プレーパーク	自然の中で、子どもが自ら想像工夫して遊びを作り出し、のびのびとやりたいことができる場を提供する事業です。	各学校を実施場所とした出前講座を行うことによって、参加の少ない校区の子どもたちにも参加できるよう工夫していきます。	教育課
青少年 アンビシャス 広場	地域の大人が見守る子どもの居場所の運営をしています。定期的に児童館を拠点として、異なる年齢の児童が交流し、いろいろな経験ができる広場を実施しています。	長期休暇等に年に数回実施しており、今後も継続して実施します。	教育課
児童館【再掲】	遊びを通じた健全育成の場の提供、子育てサークルなどへの支援を行っています。	利用者は年々増加傾向にあります。 今後も継続して実施し、事業内容の充実を図っていきます。	福祉課



■主要課題（１）切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

【現状と課題】

核家族化等による社会環境の変化から、子育て家庭の孤立、妊娠・出産・子育てに関する不安が深まっており、母及び乳幼児の健康の確保に関する取り組みの必要性が高まっています。アンケート調査の結果からも、未就学児童のいる家庭が町に期待することとしては、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」が57.0%と比較的高い割合を占めています。

このことから、妊産婦や乳幼児の健康診査や予防接種の勧奨、相談支援など、妊娠・出産から育児へと、総合的・継続的な支援体制整備が求められます。また、各種母子保健事業の充実と併せ、必要に応じた訪問や相談、乳幼児期の事故予防、栄養改善といった啓発の取り組みを進めることで、子どもや母親が心身ともに健康に過ごせるような環境を整えていく必要があります。

本町では、子どもの年齢に応じ、母子保健法や学校保健法に基づいて、4か月児・7か月児・12か月児の乳児健診、1歳6か月健診や3歳児健診並びに就学時健康診断を行い、成長過程の発達を診ることにより、育児不安の解消や健康保健指導につなぐ役割を果たしてきました。しかしながら、3歳児健診後、就学時健康診断までに子どもの発達の程度を診る公的な健診がないことから、近年増加している「発達障がい」など特別な支援が必要な子どもの早期発見・早期支援のため、小竹こども園、保健センター、医療機関、小学校などの連携の中で、継続した対応を考えていくことや、就学時健康診断前の5歳児の健診の導入について、検討することが求められています。

【施策の方向性】

①母子保健事業の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
子ども医療費支給制度	子どもの医療費（通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで）の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図っています。	今後も継続して実施します。	健康増進課
母子健康手帳	妊娠届出により、妊婦に母子健康手帳を随時交付し、手帳の使い方や妊娠中の生活、諸制度、予防接種について交付時に説明しています。	妊娠した後の早めの届出、発行を、広報やホームページにて周知を図ります。	健康増進課

事業名	事業概要	目標	担当課
妊婦健康診査	妊娠中の母子の健康管理に資するため、妊娠期間を通して14回の健康診査の助成を行っています。高血圧や高血糖、貧血などの何らかの健康管理が必要な妊婦に対しては、家庭訪問や相談などでフォローしています。	母子手帳発行時、定期的な妊婦健康診査を行う必要性について説明し、健やかな妊娠経過ができるよう支援します。また、妊婦健康診査未受診者には、訪問にて受診勧奨を行い、状況を把握して支援を行います。	健康増進課
新生児・妊産婦訪問	妊産婦について、保健師、助産師、栄養士が家庭訪問し、安全に産み育てるための保健指導を行っています。また、新生児をもつ家庭については、出産後1か月以内に訪問し、育児不安の解消及び保健指導に努めています。	今後は、産後のメンタルヘルスについて周知を図り、本人だけではなく、家族への周知、支援を行います。また、新生児訪問時 EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)などを用いて評価し、受診へつないでいきます。 切れ目のない支援に向けてはマンパワーの確保が必要となるため、確保策についての検討を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	子育ての孤立を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保育士・主任児童委員が訪問します。	保育士と主任児童委員が訪問した際に、子育てに関する悩みや困っていることなどを知るきっかけとなり、児童虐待の防止と早期発見に努めます。 今後も、訪問による情報収集と子育て支援の情報提供を行い、児童虐待防止と早期発見に努めます。	福祉課 (小竹こども園)
乳児健康診査	4か月児・7か月児・12か月児の対象者には個人通知を行い、受診の案内をしています。健康診査で、身体測定・医師の診察・身体・精神・運動の発達チェック、栄養相談を行っています。育児上の相談及び各期に応じた適切な指導を毎月1回実施しています。	今後も、乳児健康診査の必要性について周知を図ります。また、電話や訪問による受診勧奨を実施していきます。このほか、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との連携の強化を図ります。	健康増進課

事業名	事業概要	目標	担当課
1 歳 6 か月児・ 3 歳児健康診査	医師による健康診査を行い、 疾病の早期発見と予防に努め ています。また、歯科医師に よる歯科健康診査も実施し、 希望者には、フッ素塗布によ るむし歯予防を行っています。 このほか、3 歳児には絵 指標による視力検査を行って います。対象者については、 個人通知により受診勧奨を行 い、受診率の向上に努めてい ます。未受診者には訪問等で 受診勧奨に努めています。ま た、精密検査の必要な幼児に は、紹介状を出して受診を勧 めています。	健康診査へ来ない、未受診者 もみられ、今後も幼児健康診 査の必要性について周知を図 ります。また、電話や訪問に よる受診勧奨を実施していき ます。 このほか、他機関（子育て支 援係、小竹こども園、家庭児 童相談員、児童相談所など） との連携の強化を図ります。	健康増進課
予防接種事業	各種予防接種は、福岡県内の 医療機関で個別に接種を受け ることができます。かかりつ け医のもと接種機会を広げ、 接種率の向上に努めています。	予防接種を必要と考えていな い保護者もみられるため、今 後も必要性について周知を図 ります。法律の変更の場合は 個別勧奨の案内を実施しま す。また、新生児訪問や乳幼 児健康診査の際に、保護者へ 直接案内を行います。	健康増進課
母子栄養改善教室 （すくすく教室）	乳幼児期から食べることの楽 しさと大切さを知り、食の関 心を高め、望ましい食生活が できるよう、乳幼児の食事を はじめ、離乳食の作り方など、 調理実習を行っています。	調理方法が未熟な保護者もみ られ、訪問により、自宅での 離乳食の調理指導も実施して いきます。	健康増進課
産後ケア事業 （・産後ショート ステイ ・産後デイケア ・母乳・育児 相談）	産後 1 年未満の母子に対し て、心身のケアや育児のサポ ート等を行います。	産後、安心して子育てができ る支援を行い、母子の良好な 関係を構築し、虐待防止に努 めます。	健康増進課

■主要課題（２）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状と課題】

いじめや自殺、また不登校などの思春期における課題への対応は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識し、保健対策の充実等を進めることが必要です。

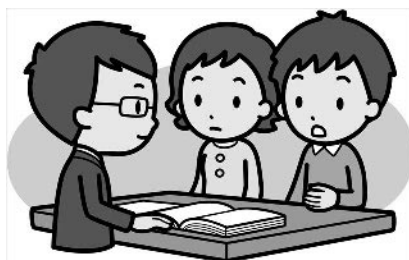
本町では、町雇用で心理カウンセラー（特別支援教育相談員）を配置し、小竹こども園や小中学校で巡回相談を行っています。今後も増加していくと考えられる心の問題に対し、関係機関が連携し、支援が必要な児童などへのケアや援助に取り組んでいく必要があります。

また、現在、心理カウンセラーの対応は中学校までとなっているため、その後の成人期に向けた保健対策の対応についても今後、検討が必要です。

【施策の方向性】

①相談体制の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
特別支援教育 相談員派遣事業	「心の専門家」である心理カウンセラーを小中学校等に派遣し、子どもの心の相談にあたることにより、問題行動などの未然防止や早期発見・早期解決を図っています。 また、関係機関と連携し、特別な支援が必要な子どもや、不登校児童、その保護者などの心の相談やカウンセリング等、心理的なケアや援助を行っています。	町内の各学校、小竹こども園に週１回、心理カウンセラーが巡回し相談を実施しており、必要に応じ関係機関につなぐこともできています。 今後も、学校、小竹こども園、心理カウンセラー等が連携し、特別な支援が必要な児童などの、心の相談やカウンセリング等、心理的なケアや援助を継続し実施していきます。	教育課



■主要課題（３）「食育」の推進

【現状と課題】

近年、子どもたちについて朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような身体の健康問題が発生しています。また、この問題は、児童・生徒自身の生活習慣の乱れとともに、正しい食習慣に関する保護者の関心の低さが影響していることも考えられます。

こうした状況に鑑み、本町では乳幼児期から、食べること、食事のリズムなどの望ましい食習慣の定着のため、保護者も含めた、おやこの食育教室などの料理教室や、乳児健診時の離乳食指導、１歳６か月児、３歳児健診での食事指導を実施しています。また、小学校では「早寝、早起き、朝ごはん」運動に取り組んでいます。平成２７年度からは、中学校までの完全給食を開始しています。

このように、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、および食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、様々な分野が連携しつつ、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めていきます。

【施策の方向性】

事業名	事業概要	目標	担当課
おやこの食育教室	幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることを目的とし、親子を対象に、料理実習を夏休みに実施しています。	今後、幼児期からの食育の大切さを周知していきます。また、小竹こども園との連携を図ります。	健康増進課
親子ふれあいクラブ 【再掲】	「将来を担う大切な子どもたちの健やかな成長を願い、乳幼児の育成や健康管理及び母親の交流を深めること」を目的とし、町内に居住する生後６か月から満４歳までの乳幼児をもつお母さんを対象にした子育てサークルです。	地域子育て支援センターの事業を通じて、子育て世代の利用者や関係者からサークル活動に対する関心が高まるような取り組みを行っていきます。	福祉課 (小竹こども園)
母子栄養改善教室 (すくすく教室) 【再掲】	乳幼児期から食べることの楽しさと大切さを知り、食の関心を高め、望ましい食生活ができるよう、乳幼児の食事をはじめ、離乳食の作り方など、講話と調理実習を行っています。	調理方法が未熟な保護者もみられ、今後は訪問により、自宅での離乳食の調理指導も実施していきます。	健康増進課

■主要課題（４）子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

【現状と課題】

親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、国や地方公共団体による子育て支援策の拡充に加え、地域の様々な団体及び活動と連携しながら支援のためのネットワークをつくり、親子を温かく見守り支える機運を地域社会全体で高めていく必要があります。

【施策の方向性】

事業名	事業概要	目標	担当課
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター) 【再掲】	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業です。本町では、育児不安・親子の孤立化を防ぐ子育て支援の拠点として、小竹こども園内に地域子育て支援センターを設置し、保健・福祉等が連携し、総合的な子育て相談支援を行うとともに、親子のふれあいの場の提供を行います。	子育てに関する講演や親子で参加できる事業を実施し、育児不安、親子の孤立化を防ぐ取り組みを行う拠点となるよう、また、気軽に相談ができる体制作りを行います。	福祉課 (小竹こども園)
乳幼児健康診査未受診者訪問	乳幼児健康診査未受診者への家庭訪問を実施しています。訪問により、養育環境等を把握しながら適切な養育支援を行い、乳幼児の虐待を未然に防止することに努め、乳幼児の心身の健全な発達を図っています。	経済的な困窮やネグレクトなど、様々な問題をかかえた家庭もあり、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との連携の強化を図り、対応を進めていきます。	健康増進課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。	経済的な困窮やネグレクトなど、様々な問題をかかえた家庭もあり、家族への働きかけを実施します。また、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との強化を図り、対応を進めていきます。	福祉課 (小竹こども園) 健康増進課

■主要課題（５）小児医療の充実

【現状と課題】

小児科医師の不足は全国的な問題となっており、本町においては町内に小児科を標榜している医院が一か所ありますが、小児専門病院がないため、子どもの体調不良の際には町外の病院にかかることが多いという現状があり、小児医療の対策は急務となっています。また、アンケート調査でも、母子保健サービスや小児救急医療体制の充実を期待する意見が多くあがっています。

現在、子ども医療費支給制度により、疾病の早期発見と治療を促進しています。今後はこれに加え、近隣の小児医療診療情報の提供等、子育て家庭の不安解消のための支援にも取り組んでいきます。

【施策の方向性】

①経済的支援の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
子ども医療費支給制度【再掲】	子どもの医療費（通院は小学６年生まで、入院は中学３年生まで）の一部を助成することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進、子育て家庭への支援の充実を図っています。	今後も継続して実施します。	健康増進課



基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■主要課題（1）次代の親の育成

【現状と課題】

子どもは次代の親となるものとの認識のもとに、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進める必要があります。特に、中学生、高校生等が子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解することができるようにするため、小竹こども園、児童館および乳児健診の場等を活用し、乳幼児と触れ合う機会を広げるための取り組みを推進することが必要です。

本町では、福祉を中心とした職場体験を通じて子どもらと触れ合う機会を広げ、自身の「生きる力」の醸成と併せ、子どもや家庭の大切さを理解することにつながる場を提供していきます。

【施策の方向性】

①体験事業の実施

事業名	事業概要	目標	担当課
職場体験事業	小竹中学校で実施されている勤労体験により働く厳しさ、喜びを学び、進路について考えることをねらいとした学習に対して、通信費・保険料・消耗品費等の一部補助を行っています。2年生を対象に各種職場、保育所、幼稚園、介護施設などの福祉を中心とした職場で体験を行っています。	小竹中学校において、福祉施設や小竹こども園などで、職場体験を実施しています。今後も継続して、各種職場の協力を仰ぎ、実施していきます。	教育課

■主要課題（２）子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【現状と課題】

学校教育は、子どもたちが社会に出るために必要な資質を養うとともに、豊かな個性や社会性を培うための学力と健やかな体、広い心を育てる役割を担っています。よって、次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、さまざまな取り組みにより、学校の教育環境の整備に努める必要があります。

本町では、国際理解教育への取り組み、地域の人材を活用した教育活動等、地域の実情に合わせた施策を実施しており、今後も、小竹こども園による幼児教育の充実と、小学校での取り組みとの連携などについても、取り組んでいきます。

【施策の方向性】

①確かな学力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
国際理解教育	小学校５・６年生で必修となった「外国語活動」の導入として、小竹こども園・小学校低学年で、英語を母国語とする講師による国際理解教育を実施しています。	週４日、小竹こども園、小学校において、国際理解教育を実施することができています。 令和２年度から必修化となる３・４年生においても、各学校の教諭などと連携を図り、実施していきます。	教育課
外国語活動支援	小学校５・６年生の「外国語活動」授業において、英語を母国語とする講師を各小学校に派遣し、言語や文化について体験的な理解を深めます。	週４日、小竹こども園、小学校において国際理解教育を実施することができています。 令和２年度から必修化となる３・４年生においても、各学校の教諭などと連携を図り実施していきます。	教育課

②豊かな心の育成

事業名	事業概要	目標	担当課
総合的な学習の支援	総合的な学習の時間においては、各小学校が地域や学校、児童・生徒の実態などに応じて、横断的・総合的な学習や、児童・生徒の興味・関心などに基づく学習など、創意工夫を活かした教育活動を行っています。	総合的な学習において、体験活動等により児童、生徒が興味関心を持てる学習を実施することができています。 引き続き、児童生徒が興味関心を持ち、主体的に取り組むことができるカリキュラムを実施していきます。	教育課
いじめを生まない学校づくり推進会議	「いじめ」を人権問題の一つとらえ、平成８年に発足された組織で、「いじめ」問題の解決のために家庭・学校・地域が連携・協議した取り組みを行っています。	今後も継続して、いじめを生まない学校づくり、子育てに関わる研修、子どもたちの研究発表を実施していきます。	教育課

事業名	事業概要	目標	担当課
ゲスト ティーチャー	ゲストティーチャーを招いて、地域、学校、児童・生徒の実態などに応じて、児童・生徒の興味・関心等に基づく学習など、創意工夫を活かした教育活動を行っています。	引き続き、地域の人材を活用し、児童・生徒が興味・関心をもって活動できるよう実施していきます。	教育課
特別支援教育 相談員派遣事業 【再掲】	「心の専門家」である心理カウンセラーを小中学校等に派遣し、子どもの心の相談にあたることにより、問題行動などの未然防止や早期発見・早期解決を図っています。 また、関係機関と連携し、特別な支援が必要な子どもや、不登校児童、その保護者などの心の相談やカウンセリング等、心理的なケアや援助を行っています。	町内の各学校、小竹こども園に週1回、心理カウンセラーが巡回し相談を実施しており、必要に応じ関係機関につなぐこともできています。 今後も、学校、小竹こども園、心理カウンセラー等が連携し、特別な支援が必要な児童などの、心の相談やカウンセリング等、心理的なケアや援助を継続し実施していきます。	教育課

③幼児教育の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
認定こども園 【再掲】	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定された施設です。	0歳児から就学前まで一貫した教育・保育を行います。 また、幼児教育の充実に向けて、保育教諭が様々な研修に参加し、学ぶ機会をつくりまします。	福祉課 (小竹 こども園)
一時預かり事業 (在園児対象) 【再掲】	小竹こども園の教育標準時間（幼稚園部分）利用の児童について、教育時間終了後に、一時的に保護者が保育できないときに、引き続き園児をお預かりする事業です。	保護者のニーズに応え、安心して預かることができるよう今後も保護者のニーズに十分対応できるような体制を整えていきます。	福祉課 (小竹 こども園)
幼児教育と 学校教育の連携	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続のため、幼児期の教育を担う小竹こども園と小学校との連携の推進を図ります。	各会議、協議会などにおいて、指導方法等について情報を交換するなど、連携を図っており、引き続き、小竹こども園と小学校が連携し、円滑な接続のため協力します。また、特別に支援を要する園児の支援方法などについても、相互に理解し一貫性のある教育を実施していきます。	教育課 福祉課 (小竹 こども園)

④経済的支援の実施

事業名	事業概要	目標	担当課
就学援助	経済的理由によって、就学困難と認められる児童または生徒の保護者に対して必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資するものです。	令和元年度からは、給食費を全額支給しています。 今後も、生活保護基準の改正等も考慮しつつ、継続して実施していきます。	教育課
奨学金 (小竹町育英 資金貸付基金)	本町に住所を有する者の子弟で、学習意欲旺盛であるが経済的に困難と認められる高等学校以上の学校に在学する生徒・学生に対し、奨学金の貸付を行い、教育を受ける機会を提供することにより人材を育成することを目的としています。	近年、新規貸付申請者がいないため、貸付制度の見直しを実施しています。	教育課

■主要課題（３）家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

地域社会全体で子どもを育てる観点からは、学校・家庭・地域がそれぞれの役割、責任を自覚した上で連携・協力し、教育力の向上を目指す必要があります。

家庭教育の向上については、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、親子の育ちを応援する学習機会を充実させる必要があります。地域の教育では、地域住民や関係機関の協力のもと、多様な体験活動、世代間交流等の機会や場を提供することが重要になります。

本町では、これらの趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域が協力しながら、子どもたちが豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を育み、また親と子がともに育ちゆくための環境整備に取り組んでいきます。



【施策の方向性】

①家庭教育への支援

事業名	事業概要	目標	担当課
おやそだちサロン	小竹こども園・小・中学生等の子育て中の保護者を対象に、子育ての情報交換や研修を年に8回程度行っています。	共働きの家庭がほとんどのため、参加しやすい開催日時などの検討を進めていきます。	教育課
親育ち子育て推進事業	家庭教育の重要性を認識させ、家庭教育環境の充実を図るため、家庭教育に関連した講演会等を年に1度行い、子育てについての知識向上を図っています。	参加者には講演内容について良好な評価を得ていますが、子育て世代の保護者の参加が少ないため、今後は講演会の周知方法についての工夫を検討していきます。	教育課

②地域の教育力の向上

事業名	事業概要	目標	担当課
青少年健全育成事業 (子どもたちの発表会)	少年の主張作文の発表及びいじめを生まない子ども会議の取り組み発表を、町のイベントに併せて行っています。	小・中学生たちが普段考えている身の回りのことや世間のこと、世界に向けての意見を発表する場として継続して実施していきます。	教育課
特色ある学校の開放日 (小竹教育の日)	これからの教育について地域とともに進めていくため、「小竹教育の日」を定め、小竹町の教育の充実と発展に取り組んでいます。 小・中学校で学校開放日を実施し、授業の公開や成果発表などを行い、地域に開かれた学校づくりを進めます。	引き続き、地域に開かれた学校づくりを進め、地域とともに、これからの教育の充実と発展に取り組めます。	教育課
職場体験事業 【再掲】	小竹中学校で実施されている勤労体験により働く厳しさ、喜びを学び、進路について考えることをねらいとした学習に対して、通信費・保険料・消耗品費等の一部補助を行っています。2年生を対象に各種職場、保育所、幼稚園、介護施設などの福祉を中心とした職場で体験を行っています。	小竹中学校において、福祉施設や小竹こども園などで、職場体験を実施しています。 今後も継続して、各種職場の協力を仰ぎ、実施していきます。	教育課

■主要課題（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状と課題】

携帯電話やスマートフォンの普及や、インターネットのメディア上の性や暴力等の有害情報、インターネットやSNS上でのいじめ、犯罪につながるアクセスなど、子どもに対する悪影響が懸念されています。

今後は、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、町内の環境浄化活動を行うとともに、情報社会のルールやマナーをきちんと守り、情報社会における正しい判断や、望ましい態度を育てるメディアリテラシーに関する教育を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

事業名	事業概要	目標	担当課
青少年指導委員の活用	地域及び学校から推薦された青少年指導委員が、町内の巡回指導、白ポストの回収、イベント時の補導等、青少年非行防止や環境浄化活動を推進しています。また、青少年に対する声かけや、非行少年の実態等について研修を行っています。	現在の活動は時季ごとに開催している巡回指導のみにとどまっているので、それ以外の活用について検討が必要となっています。 今後は指導委員の活用を検討し、巡回指導以外の活動も行っていきます。	教育課
情報教育の実施	情報手段を適切に活用する能力の育成と、情報社会における正しい判断や、望ましい態度を育てることを目的として、情報教育および情報モラル教育を実施しています。 「保護者と学ぶ規範意識育成事業」として実施する「規範意識育成学習会」で「ネットによる誹謗中傷・いじめ等防止」をテーマに取り上げています。	今後も定期的に学習会などを実施し、情報手段を適切に活用する能力の育成と情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てていきます。	教育課 福祉課 (小竹こども園)

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

■主要課題（１）良好な住環境の整備

【現状と課題】

子育て家庭に対する環境面からの支援として、子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるような支援が必要です。そのため、本町では子育て家庭を対象として、家賃の減額制度を導入しています。

今後は、新たに住宅等をはじめとする生活環境を整備する際に、施設のユニバーサルデザイン化や、子育て支援施設の利用利便性に配慮し、あわせて妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組みを進めることが求められています。

【施策の方向性】

①子育て世帯やファミリー世帯が安心して暮らせる住環境の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
移住定住すみよか計画	移住定住すみよか計画は、平成26年11月28日に公布された国の「まちひとしごと創生法」に関係し、小竹町はまちひとしごと創生総合戦略を策定し、検証、見直しを行っています。	令和2年度以降は「次期まちひとしごと創生総合戦略」がスタートするため、検証、見直しを行いながら、引き続き実施します。	企画調整課
定住促進住宅の整備	若い世代や移住者向けの定住促進住宅の整備を行い、小竹町への定住化を推進します。子育て支援の一環として、定住促進住宅に入居する18歳未満の子どもを持つ世帯について、家賃の減額を行っています。	定住促進住宅の整備については、民間主導型の住宅整備を進め、移住定住希望者を見込む予定です。また、町ウェブサイト等を活用した住宅情報の発信等、若い世代の移住者を呼び込み、定住に繋げていきます。	企画調整課 管財課

■主要課題（２）安全な道路交通環境の整備

【現状と課題】

子どもや子ども連れ、または妊産婦をはじめ、高齢者や障がいを持つ人などすべてのの方々の移動等を円滑に行うため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、整備を進めることが必要となっています。

また、生活道路等において、歩道等の整備、車両速度を抑制するような物理的デバイス（機器、装置、道具）の設置等の対策を進め、歩車が共存する安全で安心な道路空間を創出することなどが望めます。また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、安全・安心な歩行空間の創出を推進することも必要となっています。

【施策の方向性】

①道路の安全確保

事業名	事業概要	目標	担当課
信号機、横断歩道等設置要望に対する申請・要望 （対公安委員会）	学校、PTA などからの要望書に基づき、直方警察署交通課を経て、公安委員会へ信号機、横断歩道等の設置について、要望書の提出等による申請や要望を行っています。	今後も協議に基づき申請を行うとともに、地域の状況を常に把握し、要望が出される前に、安全で安心な環境をつくることを目指していきます。	企画調整課
歩道等の確保、段差解消 公共施設のバリアフリー化の促進	すべての住民が安全かつ快適に外出できるように、道路整備に合わせて、歩行空間の確保を計画的に推進します。	今後も道路の新設・改良工事に伴う歩行空間の確保を計画的に実施していきます。 また、国・県補助事業を活用しながら、安全で快適な道路環境整備に取り組みます。	総務課 建設課 企画調整課 管財課 教育課 福祉課

②道路の交通環境の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
生活道路の整備促進	子どもや子ども連れの保護者など、すべての住民が安心して通行できる道路の交通環境の整備と、ガードレール等防護柵の安全施設の設置・整備を、交通安全対策特別交付金にて実施しています。	今後も、子どもや高齢者に配慮した生活道路の環境整備に努めます。 また、国・県補助事業などを活用しながら、安全で快適な道路環境の整備に取り組みます。	建設課

■主要課題（３）安心して外出できる環境の整備

【現状と課題】

妊産婦、乳幼児連れ等すべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進することが必要です。加えて、妊産婦への配慮、ベビーカーの安全な使用や使用者への配慮等への理解を深める「心のバリアフリー」のための取り組みを進めることも求められています。

【施策の方向性】

①バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

事業名	事業概要	目標	担当課
移住定住すみよか計画【再掲】	移住定住すみよか計画は、平成26年11月28日に公布された国の「まちひとしごと創生法」に関係し、小竹町はまちひとしごと創生総合戦略を策定し、検証、見直しを行っています。	令和2年度以降は「次期まちひとしごと創生総合戦略」がスタートするため、検証、見直しを行いながら、引き続き実施します。	企画調整課
歩道等の確保、 段差解消 公共施設の バリアフリー化の 促進【再掲】	すべての住民が安全かつ快適に外出できるように、道路整備に合わせて、歩行空間の確保を計画的に推進します。	今後も道路の新設・改良工事に伴う歩行空間の確保を計画的に実施していきます。 また、国・県補助事業を活用しながら、安全で快適な道路環境整備に取り組みます。	総務課 建設課 企画調整課 管財課 教育課 福祉課



■主要課題（４）安全・安心のまちづくりの推進

【現状と課題】

近年、子どもを巻き込む犯罪、事故等の発生が問題になっており、これらの被害を未然に防ぐためには、防犯環境の整備とともに、行政のみならず子ども自身や親を含め、住民一人ひとりの防犯意識を高めることが重要です。子育てに関するアンケート調査の結果では、町に期待することとして「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」で、就学前児童、小学生の保護者ともに過半数の回答を得ています。

本町では、町の設置した防犯灯をＬＥＤ 灯へ改修整備を行っており、引き続き維持管理を実施するとともに、危険箇所や必要箇所の把握に努めます。また、町内各区の防犯灯新設に対し補助を行います。このほか直鞍地区の各自治体間の情報共有を行い、防犯活動を推進します。

【施策の方向性】

①防犯設備の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
防犯灯の設置 及び維持管理	町内の各地区の主要道路（幹線道路）を主体に、防犯灯の設置及び維持管理を実施しています。 町内自治会で設置・維持管理している防犯灯の LED 照明への取り換えに対し、費用の助成を行います。	今後も危険箇所等を把握し、適切な防犯灯の設置について、継続して調査・設置を行います。	企画調整課

②防犯に関する啓発

事業名	事業概要	目標	担当課
防犯に関する 啓発	直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）により、防犯活動を実施しています。	今後も継続して情報共有を図り、自治体・警察・関係機関等が協力して、地域の防犯意識を高めていきます。	企画調整課

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

■主要課題（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

【現状と課題】

仕事と生活の調和の実現については、国の「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向け、住民や企業に対し広報や講演会等を利用して、啓発活動などを行っています。

【施策の方向性】

①啓発活動の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
啓発事業	住民や企業に対し、男女共同参画社会の実現に関する観点から、広報等にも掲載して啓発などを図っています。	小竹町男女共同参画計画（計画期間令和元年度～令和5年度）基本目標に沿って事業を実施予定です。	企画調整課 総務課

■主要課題（２）仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

仕事と子育ての両立の支援を図るため、教育・保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、保護者の方々の多様な働き方に応じ、適切な支援を行える体制の整備を進めていく必要があります。

そのため本計画の中で設定した教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の二ーズに対して適切な供給量を確保し、子育て支援を進めていくとともに、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動による支援を行います。

【施策の方向性】

①啓発活動の促進

事業名	事業概要	目標	担当課
啓発事業	住民や企業に対し、男女共同参画社会の推進の観点から、育児介護休業・休暇制度等のパンフレット・チラシを配布し、広報紙にも掲載して啓発を図っています。	小竹町男女共同参画計画（計画期間令和元年度～令和5年度）基本目標に沿って事業を実施予定です。	企画調整課 総務課

②保育サービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
一時預かり事業 (在園児以外対象) 【再掲】	普段は保育所等に通っていない小学校就学前の児童を、保護者のパート勤務や、病気・出産等の緊急時、育児疲れの時など、一時的に保護者が保育できない時に、小竹こども園等でお預かりする事業です。	保護者が安心して預けることができるような体制づくりと保育環境の充実に努めます。	福祉課 (小竹こども園)
放課後児童健全育成事業 (学童保育所) 【再掲】	放課後帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。また、母子家庭と同様に、父子家庭についても保育料の軽減措置を講じています。	本町では、現在待機児童が発生することなく、事業を実施することができています。今後は支援員の確保と育成支援の充実に努めます。	福祉課
延長保育事業 【再掲】	乳幼児の福祉の増進を図ることを目的として、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を行っています。	保護者の就労形態の多様化により、利用者が増加傾向にあります。今後は保護者のニーズに対応できるよう、人員や環境整備等の体制を整えていきます。 また、延長保育の保育室は、子どもの不安がないように、家庭的な保育環境の充実に努めていきます。	福祉課 (小竹こども園)
通常保育事業 【再掲】	保護者が就労していたり、病気の状態にあるため、家庭において十分保育することができない児童を家庭の保護者に代わって保育しています。	保育を必要とする理由が多様化しているため、小竹こども園において、保護者のニーズに対応し、適切な支援と保育環境の充実に努めます。	福祉課 (小竹こども園)
認定こども園 【再掲】	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れ、教育・保育を一体的に行う機能）、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定された施設です。	0歳児から就学前まで一貫した教育・保育を行います。また、幼児教育の充実に向けて、保育教諭が様々な研修に参加し、学ぶ機会をつくります。	福祉課 (小竹こども園)

基本目標6

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

【現状と課題】

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進していくために、本町では子育て支援を主管する福祉課、母子保健関係を主管する健康増進課、教育関係を主管する教育課およびまちづくりに関わるまちづくり推進課が相互に情報を共有し、連携しながら子ども・子育て支援を念頭に置きながら各関係施策に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

事業名	事業概要	目標	担当課
子ども・子育て支援に関する連絡会議	子ども・子育て支援に関連する事業の計画、実施にあたり関係課間で、情報の共有や事業の連携・調整等に係る協議を定期的を開催します。	今後も関係課間での連携を取りながら、事業評価と目標達成に向けた取り組みの見直し等を行い、各施策を効率的、効果的に推進していきます。	福祉課 健康増進課 教育課



【小竹町における 結婚、妊娠・出産、育児の切れ目ない支援】

中学生・高校生から子育て期までの当事者のライフステージに応じた支援施策を一体的に実施することで、結婚、妊娠・出産、育児の切れ目ない支援を行います。

当事者のライフステージに応じた支援



■主要課題（1）子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

近年では、全国で子どもを巻き込む交通事故の発生が問題となっており、子どもを交通事故から守るため、警察、こども園、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。具体的には、地域ぐるみでの交通安全に関する見守りや、子どもから大人までの、交通安全の意識の高揚に向けた交通安全教育の推進、道路交通法の改正に伴う危険運転の厳罰化など交通安全に関する法制度の周知、また高齢者の運転免許返納等に関する理解を進めていくことなどが必要です。

本町でも、各小学校区単位で、登下校時間に地域住民による青色防犯パトロール（青パト）や交通安全指導、見守り等が行われています。今後も、このように地域全体で子どもを見守る体制の継続が必要です。

【施策の方向性】

①交通安全活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
春・秋季の交通安全指導活動	福岡県交通安全県民運動の取り組みとして、春季と秋季にPTA、交通安全協会小竹ブロック、その他各種団体及び役場職員により、児童・生徒の登校時における交通安全指導を実施しています。	今後も継続していくとともに、県民運動に併せて各小学校区等で交通安全教室等を実施するなど、運動期間を利用することで定期的に交通安全マナーを磨いていける体制づくりについても検討していきます。	企画調整課
チャイルドシート貸出事業 （直方地区交通安全協会共同）	乳幼児の保護者にチャイルドシートを貸出して、普及促進を図り、併せて乳幼児の交通安全に資することを目的として、交通安全協会と自治体（直方市・鞍手町・小竹町）による無料貸出しを目的とした「チャイルドシート貸出事業」を実施しています。	今後も継続していくとともに、チャイルドシートが不足することの無いよう努めていきます。	企画調整課

②関係団体の活動支援

事業名	事業概要	目標	担当課
交通安全協会 小竹ブロックの 活動支援	交通安全協会小竹ブロックの 以下のような活動について、 支援を行っています。 ・毎月1日、20日の児童・ 生徒の通学路における安全 指導 ・年4回実施される交通安全 県民運動（春・夏・秋・冬） の安全指導 ・街頭宣伝（セーフティース テーション・街頭キャンペ ーン）の実施	今後も継続して実施してい きます。	企画調整課

■主要課題（2）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現状と課題】

全国的に、子どもが被害者となるような犯罪や、子ども同士で生命を脅かすような事件が発生しています。「地域の子どもは地域で守る」という気運の醸成のもと、住民の自主参加による見守り活動、PTA等の学校関係者や防犯ボランティア、老人会等地域の様々な団体及び関係機関が連携したパトロール活動等安全対策の推進、及び警察等の各関係機関・団体との情報交換の実施が重要になります。

本町では、地域の主体的な活動に対する支援や関係機関との連携、情報交換を通して、子どもを犯罪等の被害から守る環境整備に取り組んでいます。

【施策の方向性】

①非行防止活動の推進

事業名	事業概要	目標	担当課
青少年指導委員の 活用【再掲】	地域及び学校から推薦された 青少年指導委員が、町内の巡 回指導、白ポストの回収、イ ベント時の補導等、青少年非 行防止や環境浄化活動を推進 しています。また、青少年に 対する声かけや、非行少年の 実態等について研修を行って います。	現在の活動は時季ごとに開催 している巡回指導のみにとど まっているので、それ以外の 活用について検討が必要とな っています。 今後は指導委員の活用を場を 検討し、巡回指導以外の活動 も行っていきます。	教育課

②関係団体の活動支援

事業名	事業概要	目標	担当課
地域安全推進隊の活動支援	直方市・鞍手町・小竹町の関係機関や団体等と協力して「自分たちの町は自分たちで守ろう」を合言葉に、地域安全活動を積極的に推進し、安全で住みよい地域づくりを目指し活動を実施しています。 【活動実績】 ・広報紙「ふくちやま」の発行 ・各校区の推進隊活動の実施 ・町推進隊として、夏休み期間の合同町内巡回パトロールの実施 ・年末の夜間パトロールの実施	今後も継続して実施していきます。	企画調整課
「直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会」の活動支援	「直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会」は平成16年8月に設立された組織で、まちづくりの活動に取り組んでいる自治体・警察・関係機関等の情報交換や、発信等の場として支援を行っています。	今後も継続して情報共有を図り、自治体・警察・関係機関等が協力して、地域の防犯意識を高めていきます。	企画調整課
「子ども 110 番の家」設置推進会議の活動支援	子どもたちの安全確保を推進するために、路上で危険を感じた時などの緊急時に駆け込める「子ども 110 番の家」を、各小学校区ごとに設置しています。また、本町では「子ども 110 番の家」設置推進会議の活動を支援しています。	各小学校区ごとに管理運営を行っていますが、児童生徒の減少に伴い「子ども 110 番の家」の登録件数も減少しています。今後は企業に協力をお願いし、町全体で安全安心なまちづくりを進めていきます。	教育課 企画調整課
青色防犯パトロール	青色回転灯を装備する自動車を使用して行う自主防犯パトロールです。	現在は、不審者情報が出た時のみに青色防犯灯を装備し、見回り等を行っています。今後は、犯罪を未然に防ぐ意味でも、不審者情報が出た時だけではなく、定期的に見回りを行うなど更なる強化を行っていきます。	教育課 企画調整課

■主要課題（３）被害に遭った子どもの保護の推進

【現状と課題】

子どもを被害から守るための活動だけでなく、いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもが再び社会に復帰し、地域住民とともに安心して暮らしていくことができるよう、支援・保護の体制を整える必要があります。

本町では、心のケアとして学校での心理カウンセラーの活用や、地域による見守り、関係機関と住民同士の情報交換等の支援を通し、予防段階から、被害に遭った子どものケアについても対応していきます。

【施策の方向性】

①相談体制の整備

事業名	事業概要	目標	担当課
特別支援教育 相談員派遣事業 【再掲】	「心の専門家」である心理カウンセラーを小中学校等に派遣し、子どもの心の相談にあたることにより、問題行動などの未然防止や早期発見・早期解決を図っています。 また、関係機関と連携し、特別な支援が必要な子どもや、不登校児童、その保護者などの心の相談やカウンセリング等、心理的なケアや援助を行っています。	町内の各学校、小竹こども園に週１回、心理カウンセラーが巡回し相談を実施しており、必要に応じ関係機関につなぐこともできています。 今後も、学校、小竹こども園、心理カウンセラー等が連携し、特別な支援が必要な児童などの、心の相談やカウンセリング等、心理的なケアや援助を継続し実施していきます。	教育課
地域安全推進隊の 活動支援 【再掲】	直方市・鞍手町・小竹町の関係機関や団体等と協力して「自分たちの町は自分たちで守ろう」を合言葉に、地域安全活動を積極的に推進し、安全で住みよい地域づくりを目指し活動を実施しています。 【活動実績】 ・広報紙「ふくちやま」の発行 ・各校区の推進隊活動の実施 ・町推進隊として、夏休み期間の合同町内巡回パトロールの実施 ・年末の夜間パトロールの実施	今後も継続して実施していきます。	企画調整課

事業名	事業概要	目標	担当課
「直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会」の活動支援 【再掲】	「直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会」は平成16年8月に設立された組織で、まちづくりの活動に取り組んでいる自治体・警察・関係機関・地域団体・住民等の情報交換や、発信等の場として支援を行っています。	今後も継続して情報共有を図り、自治体・警察・関係機関等が協力して、地域の防犯意識を高めていきます。	企画調整課



基本目標 8

要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

■主要課題（１）児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

児童虐待から子どもを守るためには、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するほか、虐待の早期発見、早期対応、子どもの保護および支援、保護者への指導等、各段階で切れ目のない総合的な対策を講ずるように努め、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所の介入を求めることが重要です。そのためには、関係機関との連携強化が必要不可欠となります。

本町でも、要保護児童対策地域協議会を核として、関係機関が連携し、様々なケースに迅速に対応していきます。

【施策の方向性】

①児童虐待防止に関する体制の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
要保護児童対策 地域協議会	関係機関が効果的な連携に努めることにより、児童が心身ともに健やかに育っていきけるように、虐待を始めとして、児童に関するあらゆる問題の早期発見、早期対応を迅速かつ円滑に行います。	現在、個別のケース会議を行っていますが、複雑で対応困難なケースが増加しています。 今後も適宜、個別ケース会議を開催し、情報共有や各関係機関の役割分担を行い、顔の見える関係作りを行うことで、連携体制の強化を図っていきます。	福祉課
乳幼児健康診査 未受診者訪問 【再掲】	乳幼児健康診査未受診者への家庭訪問を実施しています。訪問により、養育環境等を把握しながら適切な養育支援を行い、乳幼児の虐待を未然に防止することに努め、乳幼児の心身の健全な発達を図っています。	経済的な困窮やネグレクトなど、様々な問題をかかえた家庭もあり、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との連携の強化を図り、対応を進めていきます。	健康増進課
養育支援訪問事業 【再掲】	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行う事業です。	経済的な困窮やネグレクトなど、様々な問題をかかえた家庭もあり、家族への働きかけを実施します。 また、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との強化を図り、対応を進めていきます。	福祉課 (小竹こども園) 健康増進課

事業名	事業概要	目標	担当課
新生児・妊産婦 訪問【再掲】	妊産婦について、保健師、助産師、栄養士が家庭訪問し、安全に産み育てるための保健指導を行っています。 また、新生児をもつ家庭については、出産後1か月以内に訪問し、育児不安の解消及び保健指導に努めています。	今後は、産後のメンタルヘルスについて周知を図り、本人だけではなく、家族への周知、支援を行います。また、新生児訪問時 EPDS(エジンバラ産後うつ病質問票)などを用いて評価し、受診へつないでいきます。 切れ目のない支援に向けてはマンパワーの確保が必要となるため、確保策についての検討を行います。	健康増進課
乳児家庭 全戸訪問事業 【再掲】	子育ての孤立を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保育士・主任児童委員が訪問します。	保育士と主任児童委員が訪問した際に、子育てに関する悩みや困っていることなどを知るきっかけとなり、児童虐待の防止と早期発見に努めます。 今後も、訪問による情報収集と子育て支援の情報提供を行い、児童虐待防止と早期発見に努めます。	福祉課 (小竹こども園)
乳児健康診査 【再掲】	4か月児・7か月児・12か月児の対象者には個人通知を行い、受診の案内をしています。健康診査で、身体測定・医師の診察・身体・精神・運動の発達チェック、栄養相談を行っています。育児上の相談及び各期に応じた適切な指導を毎月1回実施しています。	今後も、乳児健康診査の必要性について周知を図ります。また、電話や訪問による受診勧奨を実施していきます。 このほか、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との連携の強化を図ります。	健康増進課
1歳6か月児・ 3歳児健康診査 【再掲】	医師による健康診査を行い、疾病の早期発見と予防に努めています。また、歯科医師による歯科健康診査も実施し、希望者には、フッ素塗布によるむし歯予防を行っています。このほか、3歳児には絵指標による視力検査を行っています。対象者については、個人通知により受診勧奨を行い、受診率の向上に努めています。未受診者には訪問等で受診勧奨に努めています。また、精密検査の必要な幼児には、紹介状を出して受診を勧めています。	健康診査へ来ない、未受診者もみられ、今後も幼児健康診査の必要性について周知を図ります。また、電話や訪問による受診勧奨を実施していきます。 このほか、他機関(子育て支援係、小竹こども園、家庭児童相談員、児童相談所など)との連携の強化を図ります。	健康増進課

■主要課題（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

母子及び父子家庭等のひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、法の規定を踏まえて、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策について、地域の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。

本町では経済的負担の軽減を図るため、ひとり親家庭等への医療費の支給や児童手当の支給、就業支援など、国や県規程に沿って実施するとともに、周知を図っています。また、就業中等で学童保育所や小竹こども園を利用するひとり親世帯の保護者について、優先利用や保育料の減額を行っており、これを継続していきます。

【施策の方向性】

①経済的支援の実施

事業名	事業概要	目標	担当課
ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭の父または母及び児童、父母のいない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければいけない費用を公費で負担する措置を講じ、福祉の増進を図ります。	申請漏れのないよう制度の周知に努め、今後も継続して実施していきます。	健康増進課
児童手当	家庭における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図るため、中学校修了前の児童を養育する人に手当を支給する制度です。	今後も、申請もれのないよう制度の周知に努めながら、法に定められている事務手続きを適正に行っていきます。	福祉課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を同じくしていない児童の母または父、養育者に対して手当を支給する制度で、母子・父子世帯の生活の安定を図り、自立を促進することを目的としています。	今後も、電話や窓口での相談に丁寧に応じ、申請もれのないよう、制度の周知に努めながら、法に定められている事務手続きを適正に行っていきます。	福祉課
放課後児童健全育成事業（学童保育所） 【再掲】	放課後帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。また、母子家庭と同様に、父子家庭についても保育料の軽減措置を講じています。	本町では、現在待機児童が発生することなく、事業を実施することができています。今後は支援員の確保と育成支援の充実に努めます。	福祉課

■主要課題（３）障がい児施策の充実

【現状と課題】

障がい児施策の第一段階として、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査並びに学校における健康診断等を推進することが必要です。また、障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点からは、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、子どもの受け入れにあたっては各関係機関との連携を図ることが必要です。

本町では平成 30 年 3 月に策定した「第 1 期小竹町障がい児福祉計画」に基づき、こうした障がい児施策の充実に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

①障がいを持つ子どもに対するサービスの充実

事業名	事業概要	目標	担当課
補装具費支給・貸与事業	身体上の障がいのある部分を補って必要な身体機能を補い、日常生活の能率の向上を図ること、また、将来社会人として独立自活するための素地を育成、助長することを目的として補装具費の支給や修理、貸与を行う制度です。	障がい児の自立生活に必要な補装具の購入、修理及び貸与に必要な費用の一部補助を実施します。 補装具の支給申請に対して適切に対応できるよう、補装具の種目、名称、型式及び基本構造等の把握に努めるとともに、今後も継続して費用の一部助成を実施していきます。	福祉課
居宅介護事業	身体障がい、知的障がいまたは精神障がいのある児童であって、日常生活を営むのに支障がある児童に対して、入浴、排せつ、食事等の介護などを供与する事業です。	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後自宅に戻る医療的ケアが必要な障がい児も増加しています。今後は、基幹相談支援センターにおける部会等を通して、医療的ケア児や重度心身障がい児の把握に努めるとともに、必要なサービスの支給決定を行っていきます。	福祉課

事業名	事業概要	目標	担当課
短期入所事業	障がい児及びその保護者の疾病等の事由によって、一時的に保護または指導を必要とする場合に施設等に短期間の入所をし、障がい児及び家庭の福祉の向上を図るものです。	直轄圏域において、障がい児の受入対応可能な短期入所事業所が少なく、対応に苦慮するケースが多くあります。家族のレスパイトを含め、今後も児童の短期入所のニーズは、高まっていくと考えられます。 小竹こども園や小・中学校との情報共有及び連携を密にし、状況の変化の把握に努め、家族や基幹相談支援センター、計画相談員と相談の上、柔軟に必要なサービス利用の決定を行っていきます。	福祉課
障がい児通所支援	障がい児の身近な地域での支援、障がい特性に応じた専門的な支援を基本に日常生活における基本的な動作の指導・集団生活への適応訓練その他の便宜を提供する事業です。事業には児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があります。	年々、児童発達支援事業所や放課後等デイサービスの利用決定件数は増加していますが、自らの意思とは異なる利用や、家族支援が受けられず通所でできずにいるケースも見受けられます。 小竹こども園や小・中学校との情報共有及び連携を密にし、状況の変化の把握に努め、家族や基幹相談支援センター、計画相談員と相談の上、柔軟に必要なサービス利用の決定を行っていきます。	福祉課
相談支援事業	障がい者が地域で自立して生活するためには、福祉サービスの基盤整備だけでなく、自分にあったサービスを適切に選択し、利用できることが必要です。現在、2市2町が実施主体となり、基幹相談支援センターを設置しています。3事業所に相談支援事業を委託しています。地域の関係機関・団体と連携して相談支援ネットワークのさらなる強化を図っています。	基幹相談支援センターの相談支援部会に参画し、相談支援事業所との情報共有やネットワークづくりに取り組んでいます。直轄圏域の相談支援事業所数が減少している中、児童のサービス利用の需要は高まっているため、計画相談員の確保が難しくなっています。 小竹こども園や小・中学校との情報共有及び連携を密にし、状況の変化の把握に努め、家族や基幹相談支援センター、計画相談員と相談の上、柔軟に必要なサービス利用の決定を行っていきます。	福祉課

事業名	事業概要	目標	担当課
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者の派遣等を行う事業です。	鞍手郡手話の会連合会に1市2町（宮若市・鞍手町・小竹町）で手話通訳者設置事業を委託しています。 手話奉仕員養成講座（入門編・基礎編）については隔年で開催しています。 今後も継続して実施するとともに、対象者にサービスの利用に関する情報提供を行うなど、周知に努めます。 また、手話奉仕員養成のため、講座の受講について積極的な広報を行っていきます。	福祉課
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付または貸与を行う事業です。	本人（家族）の申請に基づき、障がい児が安全かつ容易に使用することができ、その実用性が認められる日常生活用具の給付を実施しています。 今後も継続して実施するとともに、対象者にサービスの利用に関する情報提供を行うなど、周知に努めます。	福祉課
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行う事業です。	地域生活支援拠点等を整備していく上でも、移動支援（移送サービス）は重要な課題となっています。社会福祉協議会において、平成30年度からヘルパー同行移動送迎支援を開始するなど、公共交通機関の利用が困難な障がい者（児）の対応を図っています。 今後も継続して実施するとともに、対象者にサービスの利用に関する情報提供を行うなど、周知に努めます。 地域拠点整備の観点から、社会福祉法人や民間事業所に対し、移送サービスの協力を求めていくなど対応を協議していきます。	福祉課
医療的ケア	医療的な支援を必要とする幼児・児童生徒に対し、健康で安全かつ安心して学習できる環境を確保するための日常的・応急的手当です。	小竹こども園では、平成31年4月から、看護師を配置し、医療的ケアが必要な園児を受け入れています。	福祉課 （小竹こども園）

事業名	事業概要	目標	担当課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費	福岡県の補助制度に基づき、身体障害者手帳の交付対象とならない、軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援する事業です。	今後も継続して実施するとともに、対象者にサービスの利用に関する情報提供を行うなど、周知に努めます。	福祉課
日中一時支援・タイムケア	障がい児（者）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介護の負担軽減を行うものです。	放課後等デイサービスとあわせて土日に日中一時支援を利用する児童も増えています。タイムケアについては、利用者はいません。小竹こども園や小・中学校との情報共有及び連携を密にし、状況の変化の把握に努め、家族や基幹相談支援センター、計画相談員と相談の上、柔軟に必要なサービス利用の決定を行っていきます。	福祉課
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る事業です。本町が提供している同センターには、「ちくほう共学舎 虫の家」、「サロンなおみ」があります。	地域における「居場所」づくりに努めるとともに、相談支援事業所と連携し、対象者にサービスの利用に関する情報提供を行うなど、周知を図ります。	福祉課
特別支援教育への支援（特別支援学級への支援）	支援の必要がある児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、その児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを目的としています。	「小竹町特別支援教育連携協議会」において、特別支援学校、障がい者支援センター等の協力を得ることで、特別な支援を要する児童生徒の、支援の充実を図ることができています。引き続き、「小竹町特別支援教育連携協議会」における支援体制を維持しつつ、心理カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどと連携し必要な支援を行います。	教育課
就学相談	鞍手地区就学相談委員会において、教育上特別な指導を要する児童・生徒の障がいの種類・程度を判断し、その子の適性に応じた就学指導を実施しています。	鞍手地区就学相談委員会において福岡教育大学准教授、特別支援学校、臨床心理士による面談により、その子の適性に応じた就学指導を実施することができています。引き続き、宮若市、鞍手町と連携し鞍手地区就学相談委員会における就学相談を実施します。	教育課

②障がい児保育・教育の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
特別支援教育への支援（特別支援学級への支援） 【再掲】	支援の必要がある児童・生徒に対して、その一人ひとりの教育ニーズを把握し、その児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことを目的としています。	「小竹町特別支援教育連携協議会」において、特別支援学校、障がい者支援センター等の協力を得ることで、特別な支援を要する児童生徒の、支援の充実を図ることができています。 引き続き、「小竹町特別支援教育連携協議会」における支援体制を維持しつつ、心理カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなどと連携し必要な支援を行います。	教育課
障がい児保育事業	集団生活が可能で、日々通所できる、保育に欠ける障がい児の保育の処遇の向上を図る事業です。	今後は職員の研修に努め、保育の充実を図ります。 また、障がい児保育に従事可能な保育士確保と、環境整備に努めていきます。	福祉課 (小竹こども園)
障がい児保育環境改善事業	障がい児の保育に必要な環境整備を行うことにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに障がい児を受け入れる保育所の拡大を目的とした事業です。	障がい児を受け入れるにあたり、設備を整え、保育士を確保します。 また、関係者と十分な連携をとり、情報の共有を行い、スムーズに保育できるよう体制を整えていきます。	福祉課 (小竹こども園)
学童保育所への障がい児受け入れ	障がい児を受け入れる学童保育所については、指導員の加配を行い、発達障がい等、配慮を要する子どもの受け入れや対応を行っています。	障がい児を受け入れるにあたっては、支援員の研修等が必要となります。 今後、障がい児を受け入れるにあたって、支援員の研修等の参加や専門的知識の習得に努めていきます。	福祉課

③経済的支援の充実

事業名	事業概要	目標	担当課
重度障害者医療費支給制度	重度心身障がい者の医療費の一部を支給することにより、障がい者福祉の増進を図る事業です。	申請漏れのないよう制度の周知に努め、今後も継続して実施していきます。	健康増進課
特別児童扶養手当	精神または身体に、国が定める障がいの基準に該当する程度の障がいを持つ児童を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する事業です。	今後も電話や窓口での相談に丁寧に応じ、申請もれのないよう制度の周知に努めながら、法に定められている事務手続きを適正に行っていきます。	福祉課

第 6 章

推進体制

第6章 推進体制

1. 関係機関との連携・協働

基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政等が相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

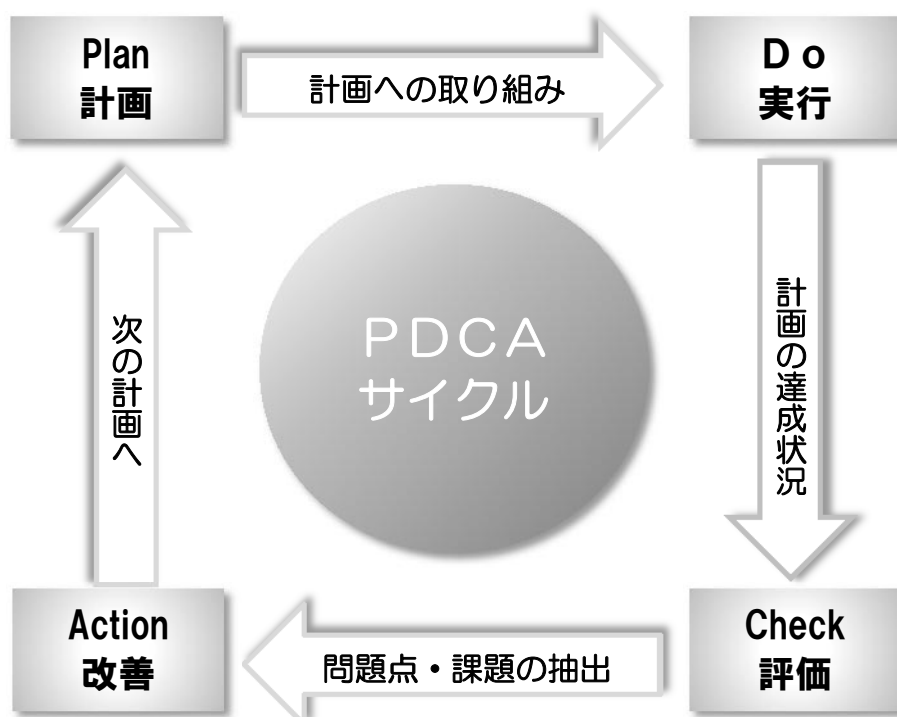
関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを地域で支える体制を整えていきます。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、小竹町子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況を点検・評価します。

事業計画策定後には、PDCA サイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。

また、小竹町子ども・子育て会議において、確認、調整された結果については、町の広報紙やウェブサイトなどを通じて、広く住民に対する周知を図ります。



資料編

1. 小竹町 子育てに関するアンケート調査(抜粋)

【調査の目的】

新たな子ども・子育て支援制度のもとで、市町村は、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間で1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされている。

本調査は、「子ども・子育て支援事業計画」で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「ニーズ量の見込み」を算出するため、小竹町における子育て環境や子育てに関する意識などを把握し、今後の取り組みの基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の概要】

調査対象	小竹町に居住する就学前（0歳～小学校入学前）児童の保護者及び小学生の保護者 ①就学前児童： 202 件 ②小学生： 218 件
調査方法	小竹こども園、町内の小学校を通じた配布・回収、郵送配布一郵送回収の併用
調査期間	平成30年12月3日（月）～平成30年12月17日（月）
回収結果	①就学前児童： 回収票149件（有効回収率73.8%） ②小学生： 回収票155件（有効回収率71.1%）

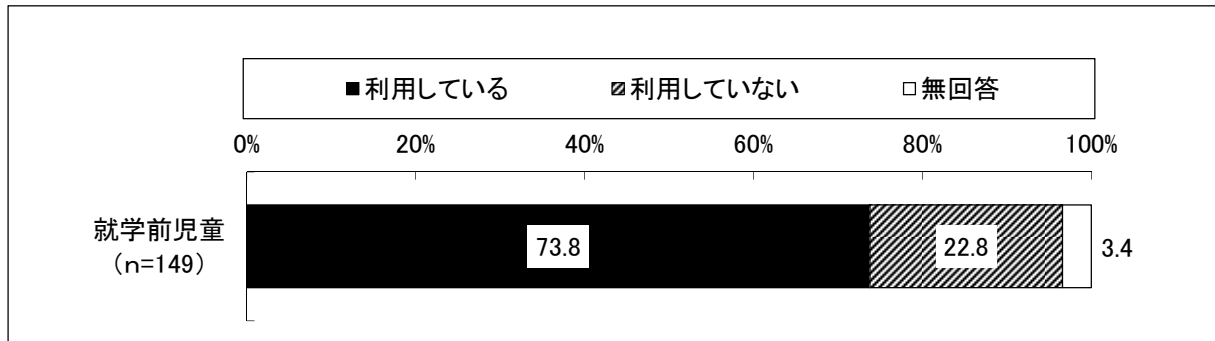
【調査結果の見方】

- （1）図表中の回答者数は「n」で表している。
- （2）回答は、回答者数を基数とした百分率（％）で表し、小数第二位を四捨五入した。
このため百分率の合計が100%にならないことがある。
- （3）2つ以上の複数回答ができる設問では、回答率が100%を超えることがある。
- （4）集計の選択肢表現は、コンピュータ入力の都合上、調査票の回答選択肢を短縮して表記している場合がある。
- （5）単純集計・クロス集計の図表中には、回答者数が非常に少ない場合がある。このような場合には、回答比率の数字が動きやすく、厳密な比較をすることが難しいので、回答の傾向をみる程度になる。また、回答者数が0（ゼロ）人の設問に関しては、図表は掲載を省略した。

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）

●定期的な教育・保育事業の利用者は約7割●

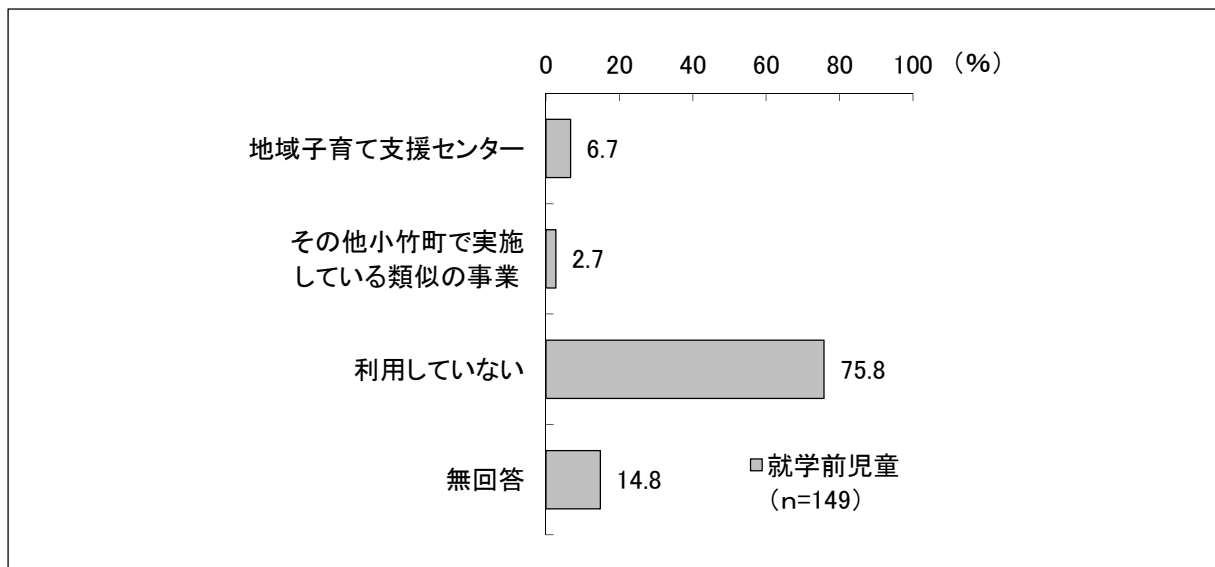


平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」（73.8%）が7割強を占めている。

地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童）

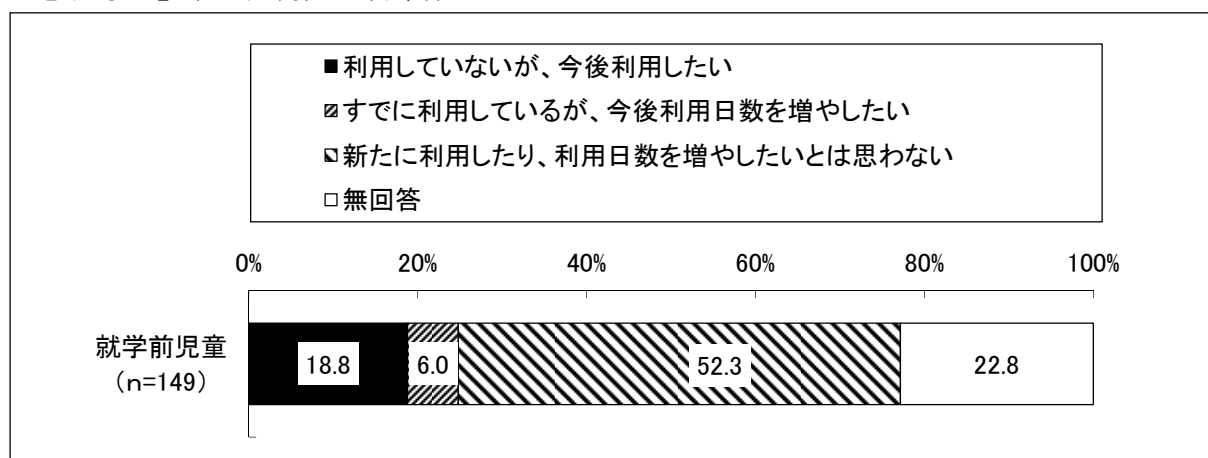
●地域子育て支援拠点事業は「利用していない」（75.8%）が約8割●



地域子育て支援拠点事業の利用状況では「利用していない」（75.8%）が最も多く、次いで「地域子育て支援センター」（6.7%）、「その他小竹町で実施している類似の事業」（2.7%）となっている。

地域子育て支援拠点事業の利用希望（就学前児童）

●地域子育て支援拠点事業の利用希望は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（52.3%）が約半数●



地域子育て支援拠点事業の利用希望では「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（52.3%）が最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」（18.8%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」（6.0%）となっている。

子育て支援サービスの認知度・利用状況、利用意向（就学前児童）

●地域子育て支援拠点事業の利用希望は「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」（52.3％）が約半数●

サービス名	調査数	知っている		現在利用している		これまでに利用したことがある		今後利用したい	
		はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
①地域子育て支援センター	149	85.2	7.4	10.1	70.5	34.2	47.7	32.2	47.0
②児童館	149	76.5	11.4	10.7	68.5	35.6	47.0	39.6	37.6
③保育所や幼稚園の園庭等の開放	149	38.9	47.7	8.1	68.5	14.8	64.4	37.6	38.9
④保健センターの情報・相談事業	149	57.0	32.2	2.7	73.8	16.8	63.1	25.5	52.3
⑤家庭教育に関する学級・講座	149	16.1	75.8	1.3	74.5	3.4	73.8	23.5	53.7
⑥教育相談センター・教育相談室	149	14.8	77.2	0.7	75.8	1.3	76.5	18.8	59.1
⑦ファミリー・サポート・センター	149	33.6	57.7	2.0	75.8	3.4	75.2	24.2	53.0
⑧その他	149	-	10.7	-	12.1	-	11.4	-	12.8

子育て支援サービスの認知度（『知っている』の「はい」の割合）は、「地域子育て支援センター」（85.2％）が最も高く、次いで「児童館」（76.5％）、「保健センターの情報・相談事業」（57.0％）となっている。

子育て支援サービスの現在の利用率（『現在利用している』の「はい」の割合）は、「児童館」（10.7％）が最も高く、次いで「地域子育て支援センター」（10.1％）、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（8.1％）となっている。

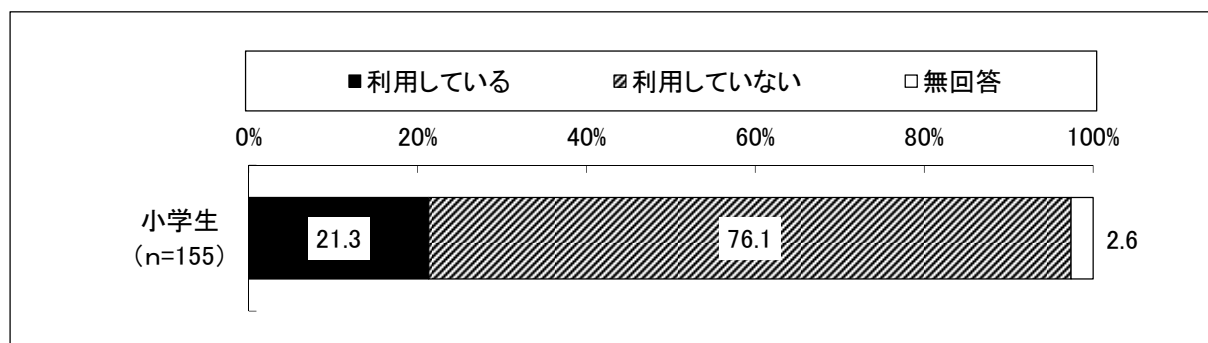
子育て支援サービスの利用経験（『これまでに利用したことがある』の「はい」の割合）は、「児童館」（35.6％）が最も高く、次いで「地域子育て支援センター」（34.2％）、「保健センターの情報・相談事業」（16.8％）となっている。

子育て支援サービスの利用意向（『今後利用したい』の「はい」の割合）は、「児童館」（39.6％）が最も高く、次いで「保育所や幼稚園の園庭等の開放」（37.6％）、「地域子育て支援センター」（32.2％）となっている。

放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用について

放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用有無（小学生）

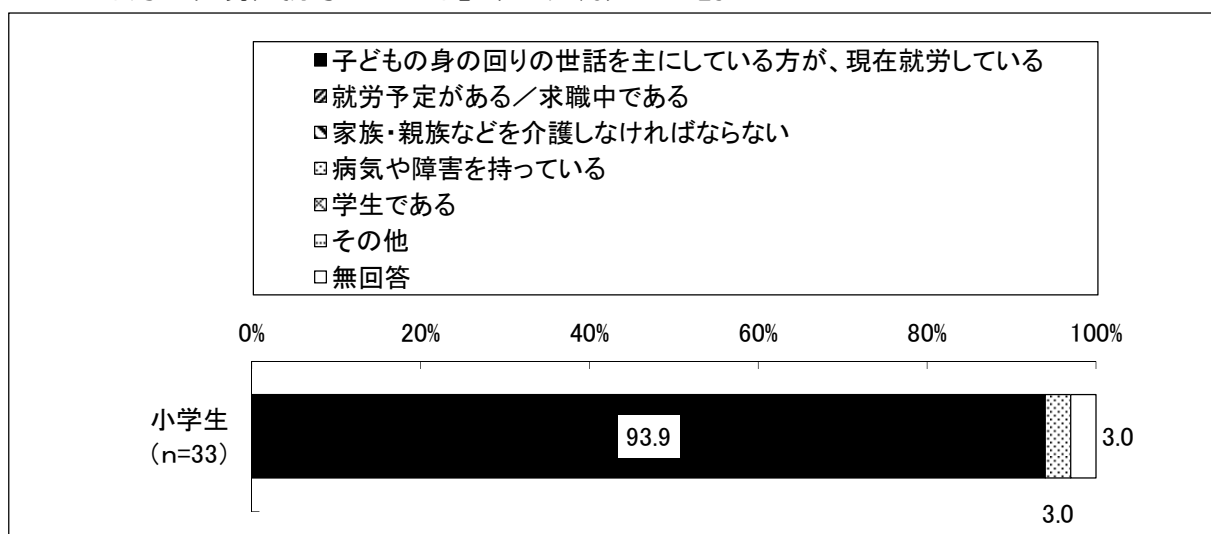
●放課後児童クラブ〔学童保育〕を「利用している」（21.3％）は約2割●



放課後児童クラブ〔学童保育〕の利用状況については、「利用していない」が76.1%を占めており、「利用している」は21.3%であった。

放課後児童クラブ〔学童保育〕を利用している理由（小学生）

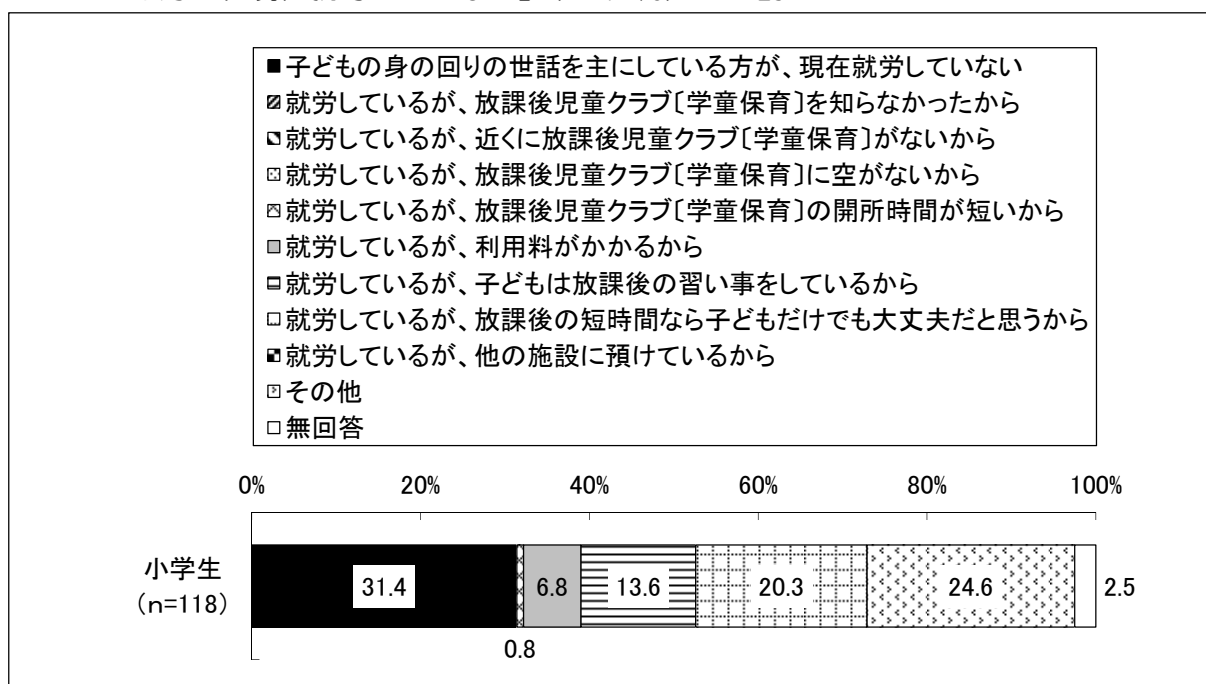
●放課後児童クラブ〔学童保育〕を利用している理由は「子どもの身の回りの世話を主にしている方が、現在就労している」（93.9％）が9割●



放課後児童クラブ〔学童保育〕を利用している人に利用している理由をたずねたところ、「子どもの身の回りの世話を主にしている方が、現在就労している」（93.9％）が最も多くなっている。

放課後児童クラブ〔学童保育〕を利用していない理由（小学生）

●放課後児童クラブ〔学童保育〕を利用していない理由は「子どもの身の回りの世話を主にしている方が、現在就労していない」（31.4％）が3割●

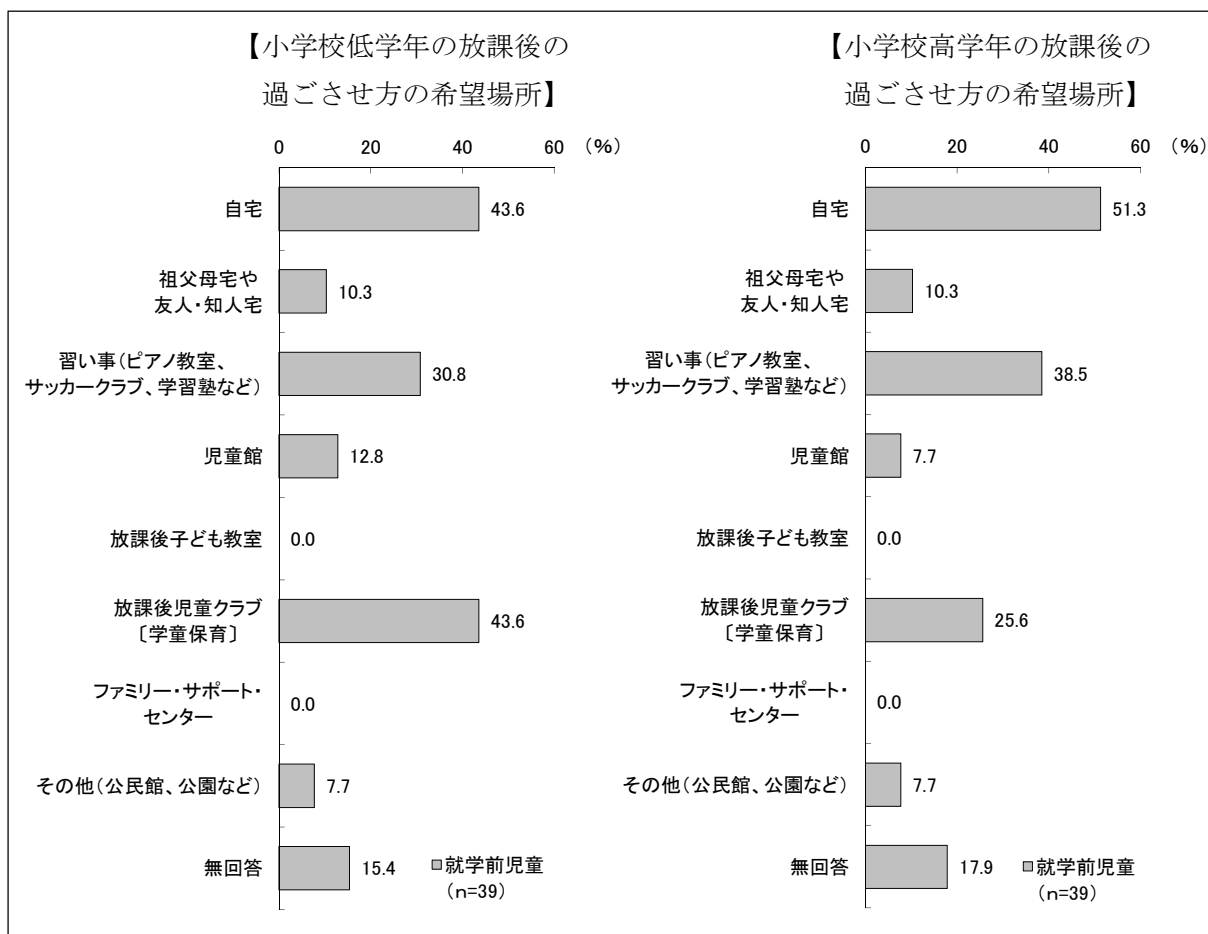


放課後児童クラブ〔学童保育〕を利用していない人に利用していない理由をたずねたところ、「子どもの身の回りの世話を主にしている方が、現在就労していない」（31.4％）が最も多く、次いで「その他」（24.6％）、「就労しているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫だと思うから」（20.3％）となっている。

小学校就学後の放課後の過ごし方について

小学校低学年・高学年の放課後の過ごさせ方の希望場所（就学前児童）

●就学前児童では低学年、高学年ともに「自宅」で過ごさせたいが約半数●



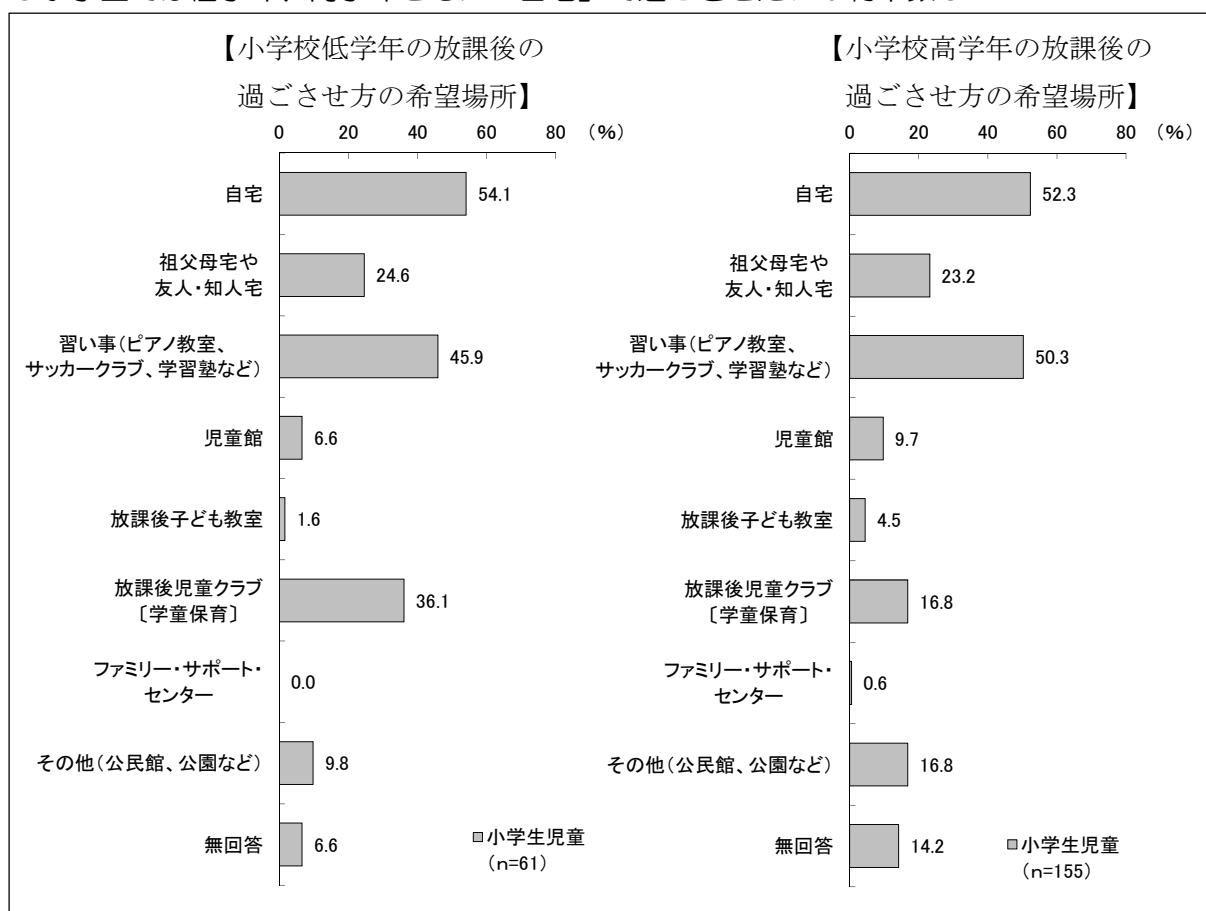
子どもが5歳以上の人に、小学校低学年になった際に放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、「自宅」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（いずれも43.6%）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（30.8%）となっている。

子どもが5歳以上の人に、小学校高学年になった際に放課後どのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、「自宅」（51.3%）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（38.5%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（25.6%）となっている。

放課後の過ごし方について

小学校低学年・高学年の放課後の過ごさせ方の希望場所（小学生）

●小学生では低学年、高学年ともに「自宅」で過ごさせたいが約半数●



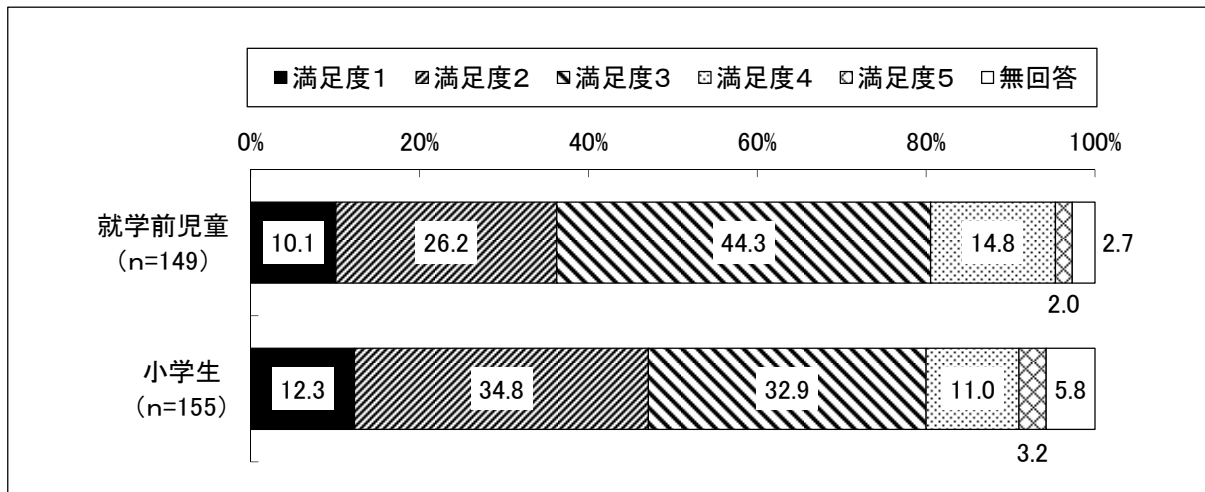
小学校低学年時の放課後の過ごさせ方の希望では、「自宅」（54.1％）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（45.9％）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（36.1％）となっている。

小学校高学年時の放課後の過ごさせ方の希望では「自宅」（52.3％）が最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（50.3％）、「祖父母宅や友人・知人宅」（23.2％）となっている。

子育て全般について

小竹町の子育て環境や支援の満足度

●小竹町の子育て環境や支援の満足度は「満足度3」「満足度2」が多い●



【就学前児童】小竹町の子育て環境や支援の満足度について、満足度1（満足度が低い）～満足度5（満足度が高い）までの5段階評価でたずねたところ、「満足度3」（44.3%）が最も多く、次いで「満足度2」（26.2%）、「満足度4」（14.8%）となっている。

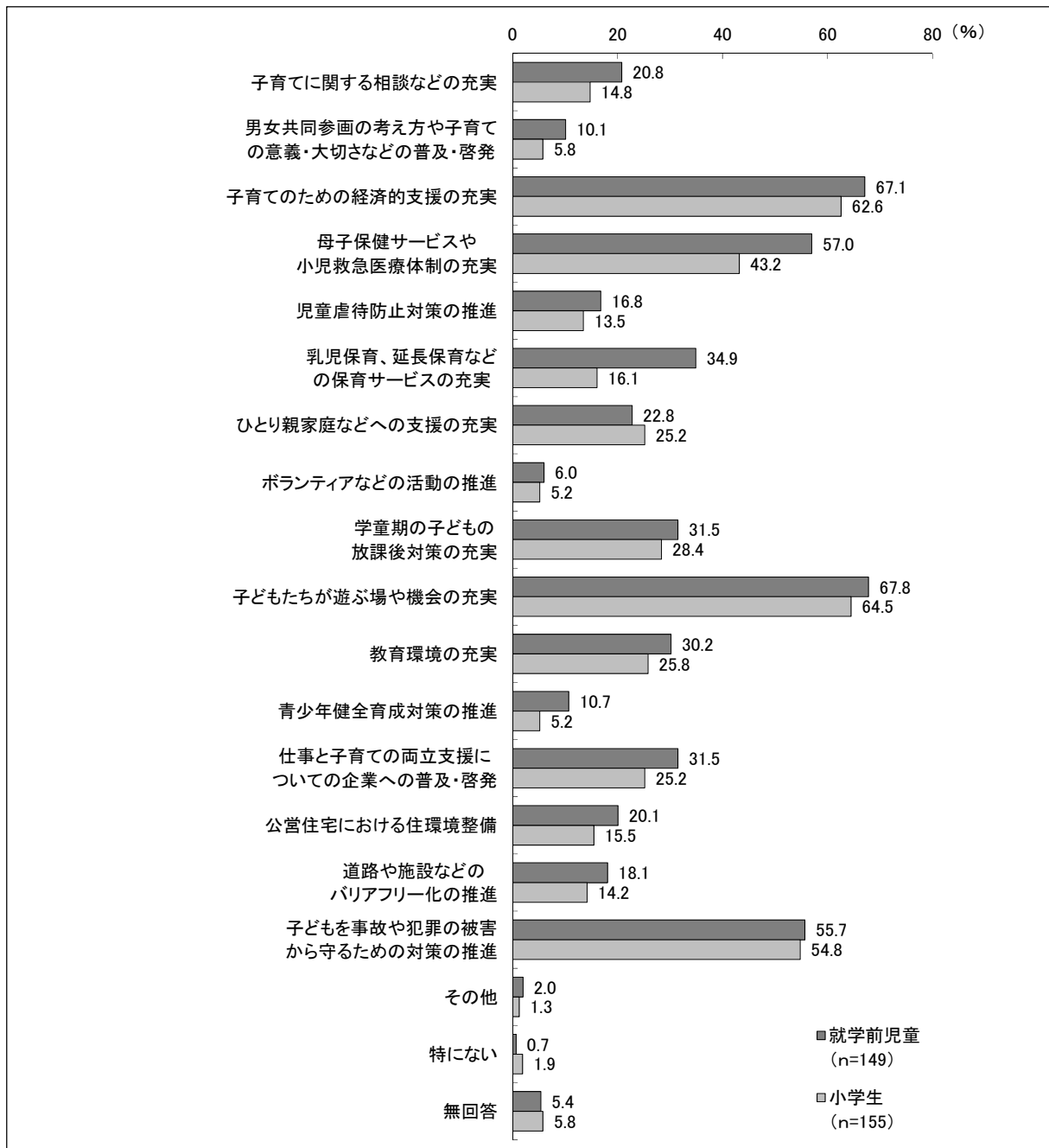
また、「満足度1」「満足度2」をあわせた満足度が低い層が36.3%、「満足度4」「満足度5」をあわせた満足度が高い層が16.8%となっている。

【小学生】小竹町の子育て環境や支援の満足度については、「満足度2」（34.8%）が最も多く、次いで「満足度3」（32.9%）、「満足度1」（12.3%）となっている。

この結果、「満足度1」「満足度2」を合わせた満足度が低い層の割合は47.1%、「満足度4」「満足度5」を合わせた満足度が高い層の割合は14.2%を占めている。

子どもを健やかに生み育てるために町に期待すること

●子どもを健やかに生み育てるために町に期待することは、「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」（就学前児童：67.8%、小学生：64.5%）が最多●



【就学前児童】子どもを健やかに生み育てるために町に期待することでは、「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」（67.8%）が最も多く、次いで「子育てのための経済的支援の充実」（67.1%）、「母子保健サービスや小児救急医療体制の充実」（57.0%）、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」（55.7%）が続いており、いずれも5割を超えている。

【小学生】子どもを健やかに生み育てるために町に期待することでは、「子どもたちが遊ぶ場や機会の充実」（64.5%）が最も多く、次いで「子育てのための経済的支援の充実」（62.6%）、「子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進」（54.8%）となっている。

2. 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)の概要

○子どもの権利条約は、歴史上最も広く批准され、最も迅速に国際的な支持を得た人権条約です。

1989年11月20日、子どもの権利条約が国連総会によって採択されました。この条約は、すべての子どもの基本的な人権について詳しく規定したものです。条文は、前文及び54ヶ条からなり、児童(18歳未満)の権利が包括的に定められています。

○子どもの権利条約のもとでの子どもの権利

「子どもの権利条約」を作成するにあたり、国際社会は、子どもがおとなと同じように尊重されるべき権利の持ち主であることを認めました。

子どもの権利条約の4つの主な基本原則

○差別のない処遇、すなわち普遍的適用

すべての子どもは、人権、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治的意見若しくはその他の意見、国や種族あるいは社会的出身の違いや財産、心身障害の有無、出生または他の地位にかかわらず、みんな平等にこの条約に定める権利をもっている。(第2条)

○最善の権利

子どもに関係のあることを行うときには、子どもに最もよいことは何かを第一に考えなければならない。(第3条)

○生命・生存・発達

すべての子どもは生命に対する権利をもっている。身体や心、知能、道徳、精神、社会面において可能な限り最大限に、生存および発達する権利をもっている。(第6条)

○子どもの意見の尊重

子どもは、自分たちに関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっている。子どもの意見は、子どもの発達に応じて十分に考慮されなければいけない。(第12条)

○●○●○ 子どもが持っている権利 ○●○●○

差別されない権利、自分にとって最善の利益を優先する法律や待遇を受ける権利、保護され、自分の持つ可能性を最大限にいかせるようにする権利、自分に影響のある決定について発言する権利、生存する権利と、可能なかぎり健康で幸福な人になれるような条件のもとで育つ権利、出生登録され、法的な名前と国籍を持つ権利、一緒に暮らしているのが親であっても、それ以外の人であっても、身体的・精神的な被害や虐待を受けたり、無視されたりしない権利、教育を受ける権利—特に、無料の初等教育を受ける権利、表現や思想、良心、宗教の自由を保障される権利、自分の福利にとって重要な情報を得る権利、遊ぶ権利

3. 用語解説

《か行》

子育てサークル

子育て中の保護者が集まって、日常生活の悩みや子育てに関する相談、情報交換などを行うグループの活動。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する、市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。子ども・子育て支援事業計画への当事者等の意見の反映を始め、自治体における子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえて実施するうえで、重要な役割を果たす。

子ども・子育て関連 3 法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法規の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援

すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体、または地域における子育ての支援を行う者が実施する、子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第 7 条）。

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことをいい、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設 ②認定こども園制度の改善 ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援 等に取り組み、幼児期の教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に進めるもの。

子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする（子ども・子育て支援法第1条）。平成24年8月に可決・成立し、公布された。

《さ行》

次世代育成支援対策推進法

日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律。この法律に基づき、企業及び国・地方公共団体は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成26年4月に、法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長された。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の提供体制の確保その他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画をいい、基本指針に即して市町村が作成することとされている（子ども・子育て支援法第61条）。

白ポスト

「有害図書」（悪書）とされる本や雑誌などを、家庭に持ち込まないようにという趣旨で立てられている回収用ポスト。

《た行》

地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

地域子育て支援センター

保育所などに設置している事業で、地域の子育て家庭に支援活動を行うことを通して、地域全体で子育てを行う基盤の形成を図ることを目的としている。具体的には、子育てに関する相談や情報提供、育児サークルに対する支援などを行う。

《は行》

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障害のある人が生活している上で障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味で、1974年に国連障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したところから使われるようになった。これは、室内の段差などの物理的障壁、障害のために特定の資格が取得できない制度の障壁、情報が伝わらない情報の障壁、障害者への差別・偏見などの心理的障壁等、すべての障壁を取り除こうという考え方。

P T A

各学校ごとに組織された、保護者と教職員による教育関係団体のこと。各自が任意で入会する団体で、個々の生徒の成長よりも、寄付金を集めたり、教職員を支援することなどで、学校全体ひいてはあらゆる子どもたちの利益となる活動を目的とした組織。

ファミリー・サポート・センター

仕事や家庭の都合で保育所や小学校終了後の育児や送迎など、子育ての援助を受けた人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）がそれぞれ登録し、それらの会員同士を紹介し、育児や介護について助け合う会員組織。

ブックスタート

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・パックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる活動をいう。

母子保健法

母性及び乳幼児の健康の保持・増進のため、保健指導・健康診査・医療その他の措置について定めている法律。

《や行》

ユニバーサルデザイン

ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

幼保連携型認定こども園

満三歳以上の子どもに対する義務教育、ならびに乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対して子育ての支援を行うことを目的として設置される施設をいう。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）。

《わ行》

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

4. 計画策定の経緯

開催回	日程	議事
第1回	平成30年11月	1. 小竹こども園について 2. 第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画利用希望把握調査（ニーズ調査）等業務について
第2回	平成31年2月	1. 小竹町子ども・子育て会議委員について 2. 子ども・子育て支援事業に係る量の進捗状況について 3. 第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画利用希望把握調査（ニーズ調査）の集計結果について
第3回	令和元年10月	1. 小竹町子ども・子育て支援事業計画について 2. 小竹町子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて 3. 第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画策定の方針説明、計画原案の提示について
第4回	令和元年12月	1. 第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画原案の検討について①
第5回	令和2年2月	1. 第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画原案の検討について② 2. 事業量目標案の検討について 3. パブリック・コメント実施に関する説明
第6回	令和2年3月 （書面会議）	1. パブリック・コメントの結果報告について 2. 第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画原案の最終確認について

5. 小竹町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 14 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、小竹町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 識見を有する者

(2) 子どもの保護者

(3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により決する。

3 会長は、子ども・子育て会議の会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

6. 小竹町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年8月1日～令和3年7月31日まで

委員区分	氏 名（敬称略）	備考
1号委員 識見を有する者	塔野 由紀子	教育委員会
	永津 真由美	民生委員児童委員協議会
	濱田 孝志	小学校教頭会
2号委員 子どもの保護者	三宅 加代子	学童保育所保護者会連絡協議会
	馬郡 彩子	こども園保護者会
	小川 ヒトミ	町 PTA 連絡協議会
3号委員 子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	田中 きぬえ	こども園
	吉野 和恵	社会福祉協議会
4号委員 福祉、保健・医療又は 教育の各分野に関係する者	大林 晃子	小竹サンサンアンビシャス広場
	荒牧 祐司	健康増進課
	豊福 郁子	教育課

第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画

令和2年（2020年）3月

発 行 福岡県小竹町

〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野 3349 番地

電 話 09496-2-1219

F A X 09496-2-1140

<http://town.kotake.lg.jp/>
